

---

◎開会の宣告

○議長(細川勝弥君) おはようございます。

ただいまの出席議員数は20名です。定足数に達していますので、平成30年第1回新ひだか町議会定例会を開会いたします。

(午前 9時30分)

---

◎開議の宣告

○議長(細川勝弥君) これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長(細川勝弥君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、12番、池田君、13番、福嶋君を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長(細川勝弥君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月16日までの11日間とし、うち3月10日、11日は休会といたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(細川勝弥君) 異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から3月16日までの11日間とし、3月10日、11日は休会とすることに決定いたしました。

---

◎行政報告

○議長(細川勝弥君) 日程第3、行政報告の申し出がありますので、これを許します。

町長。

【町長 酒井芳秀君登壇】

○町長(酒井芳秀君) おはようございます。それでは、お手元の行政報告書に基づきまして、私から報告を申し上げます。

初めに、低気圧による被害状況についてであります。平成29年12月25日から12月26日の低気圧による暴風の被害。次のページへまいりまして、平成30年1月2日の低気圧による降雪の被害。平成30年1月9日から1月10日の低気圧による暴風の被害。平成30年1月23日の低気圧による強風の被害。次のページへまいりまして、平成30年2月5日から2月6日の低気圧による大雪の被害状況は、記載のとおりでありますので、ご一覧をお願いします。

次に、JR日高線沿線自治体からの意見要望の聴取等に関する要望活動についてであります。JR日高線沿線自治体からの意見要望の聴取等について、日高町村会の構成町長とともに、記載のとおり要望活動を行いました。

次に、JR日高線の早期運行再開と地域公共交通に関する緊急要望活動についてであります。

J R日高線の早期運行再開と地域公共交通について、日高町村会の構成町長とともに、記載のとおり緊急要望活動を行いました。

次に、大雪による農業被害対策に関する緊急要望活動についてであります。大雪による農業被害対策に関する支援について、新冠町長とともに、記載のとおり緊急要望活動を行いました。

次のページをおめくりください。枝肉共励会における出品牛の入賞についてであります。平成29年12月13日に東京都中央卸売市場食肉市場で開催された第17回全国中核和牛生産者枝肉共励会において出品された88頭中、本町和牛センターから出品された1頭が優良賞に、平成30年2月23日に同市場で開催された第7回名人会肉用牛枝肉共励会において出品された93頭中、本町和牛センターから出品した1頭が、優良賞に入賞いたしました。

次に、寄附についてであります。記載のとおり3件の寄附がありました。寄附者のご厚志に感謝申し上げ、有効に活用させていただきます。

次に、工事にかかわる入札の執行についてであります。記載のとおり2件の工事にかかわる入札を行いました。なお、詳細は別添資料のとおりであります。

次のページへまいりまして、委託業務にかかわる見積もりの執行についてであります。記載のとおり3件の委託業務にかかわる見積もりを行いました。なお、詳細は別添資料のとおりであります。

以上で行政報告とさせていただきます。

○議長(細川勝弥君) 行政報告の質疑については、議案審議後といたします。

---

#### ◎委員会審査報告

○議長(細川勝弥君) 日程第4、委員会審査報告を議題といたします。

さきに付託の議会案第2号 新ひだか町町民投票条例の制定について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 池田君。

[総務常任委員会委員長 池田一也君登壇]

○総務常任委員会委員長(池田一也君) おはようございます。

平成30年3月6日

新ひだか町議会議長 細川勝弥様

総務常任委員会委員長 池田一也

#### 委員会審査報告書

新ひだか町町民投票条例制定に関する委員会審査報告。本委員会に付託の事件について、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

#### 記

- 1 付託事件 議会案第2号 新ひだか町の町民投票条例の制定について
- 2 審査結果 否決であります。
- 3 審査意見 本委員会に付託された新ひだか町町民投票条例の制定について、その内容を審査した結果、条例の内容が合併前の静内町の町民投票条例を踏襲した条例であること。また、近年の地方自治を取り巻く行政等に対応するため、まちづくりの最も尊重すべき規範として、平成25年1月7日に制定された新ひだか町まちづくり自治基本条例との整合性を欠く内容となっている

ことから、本委員会としては、町民投票条例の必要性について否定するものではないものの、今回付託された条例については、否決するものに決定をいたしました。

以上、総務常任委員会における審議結果といたします。よろしく願いいたします。

○議長(細川勝弥君) これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

20番、川合君。

○20番(川合 清君) 委員会報告について、2、3確かめたいことがあるので、お答えいただければと思います。

まず第1点は、合併前の静内町町民投票条例を踏襲した条例であることが、否決の1番目の理由に挙げられているんですが、静内町町民投票条例は、そんな欠陥のある条例ではなかったと思っていますが、どこが悪くて静内町町民投票条例を踏襲した条例で、ということで否決されたのかお答えいただきたい。

2つ目は、新ひだか町まちづくり自治基本条例との整合性を欠く内容となっているというふうに述べられて報告されたんですけど、まちづくり自治基本条例も町民投票条例も広く町民の意思を集約するということが基本に置かれているというふうに思っているんですが、自治基本条例との整合性を欠くという事項はどういうところにあるのか、具体的にお答えいただきたい。

それから3点目は、町民投票条例の必要性について、否定するものではないというふうに述べていながら否決されたんですが、この条例案が付託されたのは、平成27年6月26日なんですよ。それから2年半経って否決されたということなんですが、場合によっては、この委員会審査報告を早く否決の報告をして、再度、新しいものの提出を願うという機会はあったというふうに考えているんですが、それらについての考え方をお答えいただきたいと思います。

○議長(細川勝弥君) 総務常任委員長 池田君。

○総務常任委員会委員長(池田一也君) 質問に対して答弁をさせていただきます。

まず、静内町にあった町民投票条例、これを踏襲したところにどこに欠陥があったのかというところですけども、欠陥があった、なかったというような審査はしておりません。要するに、先ほどの審査意見にも述べさせていただきましたけども、あくまでも、近年の地方自治を取り巻く情勢ですとか、まちづくり基本条例との整合性、そこをもつての審査でございました。ですから、特に旧静内町の町民投票条例にここが欠陥があるからとか、そういう意味ではございません。また、三石町時代の町民投票条例もありましたけども、中身に年齢ですとか、いろんなところで若干の違いがあったというところも併せて審議をさせていただいております。どこに欠陥があったのかと聞かれましても、ここですというお答えはできません。

2番目のまちづくり自治基本条例との整合性に欠くところは、先ほどの答弁の繰り返しになりますけども、その審査意見に書かれている内容のとおりであります。

3番目の必要性を認めているが否決としたと、ただ、審議に2年半もかかっている、早く報告すると新しい別な方向が出てきたのではないかというご意見もごもっともだと思っております。ただ、総務常任委員会で精力的にやらせてはいただきましたけども、結果としてこの時期になってしまったと、もっと早く出せるよう委員長の私としては、私の努力がもう少しあれば、もうちょっと早く出されたかもしれませんけども、残念ながらこの時期になってしまったということでございます。

○議長(細川勝弥君) 20番、川合君。

○20 番(川合 清君) 私の聞いていることに何も答えてないんじゃないですか。合併前の静内町町民投票条例を踏襲した条例であるから、否決とするというふうになっていんですよ、違いますか。否決の理由を3点にわたって述べてるんですが、そのうちの1点のどこに踏襲した条例であるから否決したって理由はどこにあるのかと、どこにもありません。結果もありません。だけど、結論は否決だという答弁は答弁になってないんじゃないですか。それから、どういう整合性を欠くのかと聞いたら、整合性を欠く具体的な理由は何もない。

2つ目の否決の理由も何もない。ただ、町民投票条例を否決するだけのことにしかならないのではないかと、私は思って聞いているのにそれもない。

3番目に至っては、そういう可能性があったかもしれない。そんな委員会審査報告は、ないのでないですか。再度きちっとした答弁を求めます。

○議長(細川勝弥君) 総務常任委員長 池田君。

○総務常任委員会委員長(池田一也君) 答弁といたしましては、先ほど述べたことと変わりはありませんけれども、理由とはならないというご質問でしたけれども、私は理由となっていると思って答弁をしているんですけども、どこまで言いましても審査意見に書かれているとおりでございます。また、静内町町民投票条例を踏襲した条例である、と言って否決の理由がないということではなく、その後に書かれております審査意見のとおりという審査をもちましてそのような決定をした、ということであります。

あと、まちづくり自治基本条例の整合性の部分ですね。それもこの審査意見に書かれておりますけども、整合性を欠くというところが内容も委員会として審査をさせていただきましたけども、そういう意味で内容を欠く部分があったということでございます。審議の内容ですとかは、多々ありますけども、この審査内容となっております。内容と言われましても、そのときの委員会で多々意見が出ましたし、それを総合すると、このような審査意見になるということでございます。

あと、報告が遅れたとは思っておりません。精力的にやらしていただいて結果的にこの時期になったということで、先ほど申し上げましたけども、早くする努力はしたつもりではおりますけども、この時期になったということで重ねてそこら辺はお詫びと言いますか、委員長としての、委員会を早く結果をもたらしてみれなかったというところは、今回で終わってしまいますけども、それはもう少し早くすればよかったなど、私見感想は思っております。

○議長(細川勝弥君) 20番、川合君。

○20 番(川合 清君) これが最後ですけど、何も答えられないですね。委員会で審査してこういう意見を付したんだ、こういう理由で否決したんだ、と言っていますけど、静内町町民投票条例を踏襲したのは何が悪いんですかって聞いているんですよ、具体的に。それから、自治基本条例との整合性を欠くというふうに言っていたら、総務常任委員会でここと、ここと、ここと整合性に欠けるといふんだったら、少なくとも2つや3つの整合性がとれない部分は指摘すべきじゃないですか。文書にしなかったら、聞かれたらそれについて答えるというのが委員会審査報告をおこなった者の責任だというふうに思うんです。何もそれらの疑問に答えられないで、否決の結論だけを押しつけるのは、到底承服できません。少なくとも整合性の欠く、まちづくり自治基本条例と整合性のとれないところは、ここと、ここと、ここですという3か所や4か所はぜひ指摘していただきたいです。

○議長(細川勝弥君) 総務常任委員長 池田君。

○総務常任委員会委員長(池田一也君) 繰り返しになってしまいますけども、静内町時代の町民投票条例を踏襲した条例であるというのは、出された条例案についての話です。それを踏襲した上でこういう結果になった、ということで、特にどこに欠陥があったとか、そういう旧静内町から出ている条例のどこに欠陥があったとか、そういうことは一切話は出ておりません。その出てきた案に対して、今の情勢、時代を自治基本条例だとかに合えるものなのか、というところが審査をしたところでございますので、よろしくお願いをいたします。

それとどこが整合性を欠くのか、というところですけども、中身についても審査をさせていただきました。どこかと具体的にという質問ではありましたが、最初の目的ですとか、第1条、第2条、逐一一つ一つやってきましたけども、自治基本条例との絡みを考えると目的である条文の言葉、そして、例えば、1条、2条と続いていく条立て、そこまでもやはり自治基本条例と合うようにとすると、これを審査いたしますと、その条立ても変わってくる。文章も中の文言も変わってくる。そういうところでどこが、どこが、というふうな質問ではありましたが、多々ありまして、ここで数々挙げると時間かかってしまいますので省略をいたしますけども、少なくとも言えるのは、前文と条立ても変わるぐらいのものになると、我々審査の中では、ここを変えるべきだ、ここも変えるべきだ、というところで多々あったというところでございます。

○議長(細川勝弥君) ほかに質疑ありませんか。

13番、福嶋君。

○13番(福嶋尚人君) 池田委員長が苦勞して答弁されていたんですけども、委員会記録を精査した池田委員長、本当にご苦勞されております。それについては敬意を払いたいと思います。ただ、総務委員会の議事録を読んだら、そもそも町民投票条例そのものがいらぬという議論をされている委員もおられるんですよね。付託した趣旨を全然履き違えて、その中で池田委員長は大変苦勞された。私はこれをまず指摘したいと思います。川合さんの質問に対して池田委員長大変苦勞されていましたが、旧静内町の町民投票条例が何ら結果が無いというなら、そのまま川合さんがおっしゃったとおりに出せばいいんですよ。ところが、議事録を読むと皆さんかなり意見言っているんですよね。それを言うと、ちょっと差しさわりがあるのかってことで、私の推測では、池田委員長が優しくオブラートに包んでおっしゃったんじゃないかと。私は、池田委員長には、重ね重ねご苦勞したと思います。それで欠陥がないというのであれば、そのまま出せばいいんです。出さなかったら、町民に対しての説明がつかないと思います。

そこで質問をさせていただきたいんですけども、これ一部修正・委託した場合は、修正ということもできると思うんですね、修正を。否決でなくて。なぜこの修正をしなかったのか、ということをお聞きしたい。

それとこの委員会の審査を見てみますと、自治基本条例の第17条を根拠にして、町民投票条例がおかしいんじゃないかと。専ら自治基本条例の17条を根拠にして言っているんですよ。例えば、まちづくり基本条例は憲法と同じ位置づけで、そこが上位でそれ以外は個別。根っこは自治基本条例じゃないとだめだとか、まちづくり自治基本条例が憲法との最高規範だとか言ってるの、最高規範ね。ところが、まちづくり基本条例の中には、条例が最高規範なんて文言どこにもありませんよ。それを根拠にすると、17条の町民投票について規程しているんで、これは町長が条例で投票条例を定めることができるとしかここには書いていないんですよ。それなのに条例を定めて17条だけで、この私たちが提案した町民投票条例を解釈して、目的が違うとか、いろいろ言っ

ます。17条は、町長の町民投票条例についての規定だけなんです。それを何で最高規範だとか、ここ解釈して違ふとかって言えるんですか。17条に町長の投票条例についての規程ですよ。これだけを根拠にして総務委員会が論議しているんです。そもそも間違っていないですか。これについて発言した委員、答弁書してください、きちんと。

それと、条例は21条の条文も出しました。そのうち何条がこの総務委員会でおっしゃる整合性を欠くのか、すべての条文を検討したんですか。まちづくり基本条例も条例一筋しかありません。この中で自治基本条例が、あたかも上位の条例であるようなことをおっしゃっていますけども、その根拠はどこにあるんですか。まちづくり基本条例の中のどこにあるんですか。条例は上位と下位があるんですか。これについて明確に言った議員がいます。議事録を見て言っていますから、きちんと答えてください。以上です。

○議長(細川勝弥君) 総務常任委員会委員長 池田君。

○総務常任委員会委員長(池田一也君) まず、要らないと言っている方がいただろうと言う質問でございました。その要らないと言っている意味は、町民投票条例が要らないと言っている意味ではありません。町民投票条例の必要性は、私も含めて総務常任委員のメンバー全員が、この必要性は認めております。そういう意味ですから、要らないと言っている議事録をご覧にいただいたということですけども、その要らないと言った意味は、この付託された条例案が、また審査意見の繰り返しになりますけども、その情勢ですとか、自治基本条例とのね、整合性ですとか、そういうものを付託されて見たときに、これは整合性を欠く部分がいっぱいあるんじゃないか、ということで案の中身を見たときにそういうことを感じる委員の方々が複数名いらっしゃいまして、そういう意味で要らないんじゃないか、という発言に至ったと思っております。

そして、要らないという意見もありましたけども、じゃあどこが整合性を欠くのかとか、もう少し中身についても審査しようじゃないかと。最初から要らないじゃなくて中身をちょっと精査して、変えられるところがあれば変えて、先ほども質問出ていました一部修正という形にもひょっとしたらなるんじゃないか、ということで努力をさせていただいたつもりであります。一部修正だとか、それは審査結果はあろうかと思えますけども、審査を進めていた結果、どこを修正したら良いんじゃないか、っていう意見がかなりの量の修正となったものですから、これは1つ変えようが、99パーセント変えようが、一部修正という言葉になるんでしょうけども、これは変わり過ぎだろう、ということで否決という結果になったということです。

条例の自治基本条例が最高規範だ、というところは私が今ここで説明する必要もないと思っているんです。従前？から、このまちづくり自治基本条例がこの議会で議決をされる審査、審議の中でも、多々説明の中で出てきたことだと思っておりますので、これは最高規範だと、その自治基本条例の中に最高規範だとうたっていないかもしれませんが、これは最高規範であるものというものは皆さんがお認めいただけること、と思っております。

あと、17条の中にはまちづくりに極めて重大な影響を及ぼす事項というふうに書かれております。その町民投票が必要となる時、という条項ですけども、この部分ですとかを審議をしたものですから、これをどう変えようとかどうするかということじゃなくて、やはりここは自治基本条例の中の町民投票条例に関する部分というのは一番大きなものだろうということで、ここを重点的に審議をさせていただいております。以上、質問の答弁で、答弁漏れがあったらご指摘をいただければと思います。

○議長(細川勝弥君) 13番、福嶋君。

○13番(福嶋尚人君) まず、最高規範てことは、この自治基本条例の最初の、私なりの理解ですよ。最初のときには、最高規範だという条項があったんですけども、最高規範を憲法だけでないのかと。最高規範という文言を使うの不適切でないかということで、そこで規範というふうに変更したはずですよ。ですから、最高規範という文言はありません。しかもですよ、条文を解釈するときには、条例の中の文言で解釈すべきなんですよ。その無いものにくっつけて言うのは、いかに総務委員会といえどもおかしいんじゃないでしょうか。まちづくり自治基本条例の中と私たちが提案した条例案が違うというのは、まだ納得できますよ。内容にもない最高規範という言葉を使ってやるのはおかしい。それについて答えていませんので、ぜひ答えてください。

あと、17条は町民投票については、一番頭に第17条町長はまちづくりに極めて重大な影響を及ぼす事項について、条例により町民投票を行うことはできるって言っているんです。この規程なんですよ。これは町長が条例制定権をここに持ってきただけなんですよ。それを基本にして、私たちが提案した条例が第17条を基本にしておかしいんじゃないかっていうのは全くのでたらめです、と思いがいかかでしょうか。それと私は先ほど言ったとおり、21条のうち第何条まで審査して、委員長おっしゃったとおり修正は修正ですから、99パーセント修正でもいいんですよ。そういうことで必要であるならば2年半もかけたんですから、修正案としてこれを出していただければよかったですよ。どこまで審査したんですか、2年半で。答えてください。

○議長(細川勝弥君) 総務常任委員長 池田君。

○総務常任委員会委員長(池田一也君) まず、自治基本条例が最高規範であるというところは、ここで理由を挙げて最高規範だよと総務常任委員会委員会のこの私の今の答弁で言う話ではないんじゃないのかなって思っているんです。それは、先ほども言いました自治基本条例の制定のときの質疑がありました。そのときの説明でよく覚えているのは、国には法律があると、法律の中でも憲法と言う上位法があるという話をされております。ですから、この町は法と言えば条例ですから、条例の中で最高規範がこの自治基本条例であるということで、恐らくこれは常任委員メンバー全員が納得、そう思っているうえだからこそ、こういう審査結果、意見になったというふうに思っております、どこに書いてあるんだと言われても、自治基本条例が最高規範であるということは間違いのないところだと思っております。

あと、17条に関しましては、どういうときに町民投票ができるのかというところを書かれているところではありますけども、17条の部分は町長が発言する部分と、それ以外にも町民生活、例えば、いろんな事例、いろんな町のものも比較対象とさせていただいていましたけども、いろんな他の条項も必要となる部分もありました。要するに、旧静内町の町民投票条例にまた増やさなきゃならない部分も出てくるんじゃないかという意見もありました。ですから、その一部修正でもよかったんじゃないかという答弁にちょっとかかりますけども、何条までやったんだと言われると、23条立てでしたか。そのうちのかなりの部分、少なくとも3分の2ぐらいまではやりましたけども、もうそこまで行くまでもかなりの時間を要しましたし、そこまで行くまでの間で、もうこれほど変わるのであれば、一部修正とはならないんじゃないかと。先ほど川合議員の答弁にもさせていただきましたが、新しい条項も加わったり、条立てが何条って書いてあったものが、さらに上に、もっと前に持ってこなきゃならない、この条項を後にしなきゃならない、その条立ても変えなきゃならない、という部分までも話をしましたので、そこまで行くと一部修正

ということにはならんだろうということで、今回の審査結果のように否決ということにさせていただきました。以上です。

○議長(細川勝弥君) 質問に対しての総務常任長の答弁だと思いますけれども。

13番、福嶋君。

○13番(福嶋尚人君) 条文は、失礼ですけど総務委員会は、条例とか法律のスペシャリストですよ。私はスペシャリストじゃないから間違っって質問しているかもしれませんよ。スペシャリスト総務委員会の総務委員長に対して、こういい指摘するのは大変失礼だと思いますけども、条例や条文の解釈は、その条例に書いてあることだけで審査すべきなんですよ。書いていないものを勝手に臆測のようにつけて解釈していいんですか。最高規範もだれも認識しませんよ。最高規範という文言を削ったんだから。17条で、すべてこのうちの町長の町民投票条例制定権、ここを根拠にして1条から3条か4条までやっているんですよ、違いますか。

そして、私はあまり池田委員長を責めたくないんですが、池田委員長は、非常に丁寧にやろうとしたけども、さきほど言ったとおり、付託の趣旨をわきまえない議員等がいて池田委員長が苦勞したことは、私大変知っています。だから、池田委員長以外にそういう発言をした議員がほかぶりをして委員長にあたかも全部やる？っていうのは私はおかしいと思う。委員だって答弁したって構わないんですから。それで何パーセントやったかという、先ほど一番最初に池田委員長は、99パーセントでも一部修正だとおっしゃいました。ですから、修正した分を修正した分を出していただければよかったんですよ。そして、私のこの条文を審査した意見を見ると、専ら1条から4条ぐらいまでやっただけで、あとはほとんどもう先ほど委員長がおっしゃったとおり、町民投票条例については、結果がないということでやってるはずなんですよ。ですから、そのまま2年半もかけてやっただけは、きちんとした修正案が出てくるべきなんですよ、出てきてあるはずなんですよ。議会運営委員会でも、あるいはその後の議会でもこの町民投票条例は必要だと、ただし、制定から時間が経っているので文言の整理、修正、あるいは、不釣り合いになったかもしれないものがあればそれを修正すると。そういう趣旨で総務委員会に付託したはずなんですよ。ですから、最初は、第1条から総務委員会でやっただけなんですよ。それなのに途中から、わけのわからない委員が付託の趣旨をわきまえないで一転して、いつの間にか議論が混乱して、いつの間にかこのような結果だったと思いますよ。ですから、発言した議員も自分たちで発言したんですから、委員長にばかり責任を負わせないで、第17条って言った議員がきちんと答弁してくださいよ。17条を基本にして、あなたたち全部解釈したんだから。違いますか。委員長にばかり押し付けないでくださいよ。

○議長(細川勝弥君) 総務常任委員長 池田君。

○総務常任委員会委員長(池田一也君) 押しつけられているつもりはありません。私は委員長ですから、すべて私からまずお答えをしようと思っております。

それで、この町民投票条例が最高規範かどうかというところは、この条文に最高規範と書かれてない、と福嶋議員はおっしゃいますけども、自治基本条例というのは法で言うと憲法だ、町の条例で言うと最高規範だ、というところは自治基本条例そのものがそういうものなんだ、というところでこの自治基本条例が制定されたあの日からもう既にそういうことで、僕らは、皆さんの思いは統一されていると思っております。常任委員のメンバーもまずは最高規範だということの理解から始まっております。ですから、自治基本条例の中に最高規範という文字がないと言



われましても、自治基本条例というのはそういうものなんだという理解であります。

それと、要らないと言った委員がいるだろうというお話でした。先ほども言いましたように、最初から要らないという意味ではありません。それは誤解をいたさないようお願いいたします。町民投票条例の必要性というのは、全員の総務常任委員が思っております。ですから、ただつくればいいというものではもちろんありません。中身のことも考えなければならないというところで、中身を考えたときにもう要らないんじゃないかと言う人もおりましたのも事実ですけど、中身もちゃんと審査しましょうよと、その上で要る、要らないも含めた審査意見をつけて、審査結果に持っていかなきゃならないだろうという意見も多々あったものですから、この中身の審査と言うものに入っていったと言うものです。先ほど私、99パーセントでも中身を変えてでも一部修正という審査結果はあるよ、と申し上げました。ただ、それは99パーセントというのは極論だとしても、その中身が相当数変わっているわけです。それで繰り返しなっちゃいますけども、条立ても変わっている、増えた部分もある。そうなるとその変わった部分をすべて書いて、それを一部修正ということにするよりも、この際、ここまで変わると一部修正と言えども変わり過ぎではないかという中で、委員会の委員の中のご意見として、この否決という結果にしようじゃないかというご意見が大勢を占めたというところで、今回は一部修正とせず、否決という審査結果を持たせていただきました。

あと、17条はあくまでもそういう条立てになっておりますけども、その中で町民投票条例が特に町長だけがとか、そういう形で権限だけを与えたものではないと解釈をしております。そういう意味で17条、17条と言われるかもしれませんが、やはり町民投票条例に関して、今回は提案をさせていただいておりますので、17条のところは趣が行くというのは当然だろうと思っておりますし、そこは慎重に審議をさせていただいたと思っております。

○議長(細川勝弥君) ほかに質疑ありませんか。

十八番、下川君。

○18番(下川孝志君) 私は、審査結果については、納得できるような内容でないので質問させていただきますけども、今の答弁内容を聞いていても、こういうようなものが付託されて審査したっていう場合は、これは例えばですけども当然提案した人は、新ひだか町まちづくり自治基本条例があることがわかっていたとしても、新ひだか町町民投票条例が必要ですよ、って出しているわけですよ。そう言ったら、委員会で付託されたら出されましたけれども、その必要性は認めないから否決するというならわかります。けれども、ここの意見では、町民投票条例の必要性については、否定するものではないけど否決するっていうのはこれは町民が聞いたなら納得できるような答えではありません。やはり、どんな審議をしたとしても多数決で決めようが、全員一致であろうが、そのことではなくて、結論を出したら委員会としての責任ですから、出されたものが不必要だから否定するという明確な意見をつけるべきであって、必要性は認めるけどということ、認めているんだったらどうしてってことを町民の立場になれば思いますよ。私は、その結論の出し方、ここの意見書の結論の書き方は町民が聞いて納得できるかなと思うと納得できないと思いますので、その辺ももう一度答弁をお願いします。

○議長(細川勝弥君) 総務常任委員長 池田君。

○総務常任委員会委員長(池田一也君) 条例の必要性は、先ほども言いましたけども、全総務委員みんなが感じております。それは、声を大きくして申し上げておきたいと思っております。だけど、審

議結果は否決となっているということで町民に対して説明がつくのか、ということですけども必要性を認めているんです。ただつくった以上は、それが運用されますよね。やはり、中身も併せて、当然ながら審議をしなければならないということで、今回は表題としてのその町民投票条例という必要性を認めます。ただ条例の中というものが、今の審査意見にも書かれているとおり、なかなかそぐわないところがあると。やっぱり、つくれば良いというものではないと思っています。中身が大事。表題も大事でしょう。それはもちろん条例の必要性大事です。ですけども、中身がちゃんと審査した上で、中身ももちろん必要なもんだと、すべてをまとめてこの条例が必要だとなれば、もちろん可決となったんでしょうけども残念ながら中身という部分で、我々審査していただいた以上は、いろいろ大きく変わるところが多々あるもんですから、否決とっていう欠陥となったということで町民に対してもこれは説明をしていかなければならないところでしょうし、重ねて申し上げますけども、特に町民投票条例を要らないと言ったというつもりはしておりません。

○議長(細川勝弥君) ほかに質疑ありませんか。

18番、下川君。

○18番(下川孝志君) 意見書の答えをどう書こうか、どう言おうかってことはいいですよ、いろいろなやり方が。別に付託された内容というのは、タイトルが正しいから悪いからを審議すれということではないわけですから、当然内容に問題があるんなら、そこを指摘してこういう部分については、整合性という中途半端な言葉ではなくて、きちっとこれについては審議したけれども認められるようなものでないから否決しましたって明確に書けばいいし、明確に説明すればいいことじゃないんですか。でも、今、委員長の答弁を聞いていると、あたかも良い部分はあるけど、内容に問題があるというなら、問題があるところを指摘するべきではないですか。そこをどこが悪いんだと、委員に聞かれたら、それはぶつかることもあるかもしれませんが、そのどこか違うかをちゃんと質問に対して答えないと中身がわからないじゃないですか。私は、そのところをきちっと審査意見書も明確に書くべきです。答弁も明確にすべきだと思いますけれども、私が先ほど福島議員の質問に対しての答弁を聞いていても、納得できるようなすっと落ちるような答弁ではありませんでしたよ。やはり私は、明確性が必要だと。もし、委員長が代表としてこだわるのは筋ですからいいですけども、それが委員の方々だって発言を気にされているわけではありませんから、話し合いの中で決まったんですよ、ということも補充する人がいても良いと思いますけれども、委員長の答弁だけだったら、ただ繰り返し、繰り返しをやるような形ですので、最後に、きちっとその辺を明確にすべきだと思いますけども、出せない理由が何かあるんですか。

○議長(細川勝弥君) 総務常任委員長 池田君。

○総務常任委員会委員長(池田一也君) 本当に、ここまで来ると繰り返しになってしまうかと思うんですけども、タイトルさえあれば良いというものではもちろんないと思いますし、中身が伴わなければならない。ここは、重要なところだと思っています。ですから、必要性は感じておりますけども、中身の部分で、とういうことであります。どこが変わってどう変わったのか、というのを明らかにすべきではないかというところは、審査意見に具体的な部分は書いておりません。これを披瀝審査意見として付すとすれば、相当な長文になります。かなりな数が変わっているわけです。どこがということも必要かもしれませんが、相当変わっているんです、相当。ですから、どこが変わっているかと言うものは、常任委員会の議事録などを見ていただければわかる

かと思えます。常任委員会としてまとめさせていただいたものがありますけども、これを審査意見につけるのか、となればそうはならないと思えます。審査意見というのは、あくまでもこういうものだと思っておりますので、言える範囲は決まっていらないと思っておりますが、精いっぱい私も言わせていただくと、大部分変わったから、これは一部修正というよりも否決をする。どこがどうこうじゃありません。相当変わりました。我々の意見の中では、変わっているんです。ですから、それはお分かりいただきたいと思っております。

○議長(細川勝弥君) ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と言う人あり】

○議長(細川勝弥君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これから、採決を行います。本案に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決を行います。この採決は、起立によって行います。

議会案第2号 新ひだか町民投票条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【起立する者少数】

○議長(細川勝弥君) はい、着席ください。起立少数であります。

よって議会案第2号は否決されました。

---

#### ◎委員会審査報告

○議長(細川勝弥君) 日程第5、委員会審査報告を議題といたします。

さきに付託の議案第7号 新ひだか町第2次総合計画の策定について、委員長の報告を求めます。

総合計画審査特別委員長 志田君。

【総合計画審査特別委員長 志田 力君登壇】

○総合計画審査特別委員長(志田 力君)

平成30年3月6日

新ひだか町議会議長 細川 勝 弥 様

総合計画審査特別委員会委員長 志 田 力

#### 委員会審査報告書

平成29年12月15日第6回新ひだか町議会定例会において、本委員会に付託の事件は審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

#### 記

- 1 付託事件 新ひだか町第2次総合計画の策定について
- 2 審査結果 原案を可決すべきものと決定した。
- 3 審査意見 平成23年の地方自治法の改正により、地域における総合的かつ計画的な行政運営を図るために地方公共団体にその策定が義務づけられていた基本構想が廃止され、それぞれの地域の実情に応じた実効性のある計画の策定が求められる中で、本町においては総合計画審議会を設置やパブリックコメントの実施など、計画の策定に当たり町民の参画機会を広く設けたほか、基本計画においてはそれぞれの分野で目標値を設定し、進行管理を行うこととしていることにつ

いて、評価するものである。

日本全体が今までに経験したことのない超高齢化社会を迎える中で、本計画が形がい化することなく新ひだか町の将来を見据えた、持続的で安定的な自治体運営の指針として着実に進捗されることを強く望み、新ひだか町議会総合計画審査特別委員会の審査の結果、次のとおり意見とする。

## 記

### 1. 意見

総合計画を将来にわたる町の行政運営の指針と位置づけている一方で、最も重要な指標である将来人口については、新ひだか町人口ビジョンに基づくものとされているが、近年の本町の人口動態を見ても目標値が過大であるとの意見も多く、今後、各種施策を展開するうえでも重要な指標となるものであることから人口増に結び付ける施策を展開しながら、人口の推移を的確に見極め、計画期間中の計画見直しを含めて、計画の推進に当たられたい。

なお、計画に基づく施策の推進に当たり、参考意見を付しておりますが、説明を省略させていただきます。

以上、総合計画審査特別委員会における審議結果といたします。

○議長(細川勝弥君) これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

【「なし」と言う人あり】

○議長(細川勝弥君) 次になしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから採決を行います。議案第7号 新ひだか町第2次総合計画の策定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対するに委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(細川勝弥君) 異議なしと認めます。

よって議案第7号 新ひだか町第2次総合計画の策定については可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。10分程度休憩いたします。

休憩 午前10時29分

---

再開 午前10時39分

○議長(細川勝弥君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎委員会審査報告

○議長(細川勝弥君) 日程第6、委員会調査報告を議題といたします。

議会改革に関する調査研究について、委員長の報告を求めます。

議会運営委員長 進藤君。

〔議会運営委員長 進藤 猛君登壇〕

○議会運営委員長(進藤 猛君) まず、冒頭に委員長の不手際から休憩を取らせていただいたことについて、お詫びを申し上げたいと思います。

それでは、報告をいたします。

平成30年3月6日

新ひだか町議会議長 細川 勝 弥 様

議会運営委員長 志 田 力

委員会調査報告書

本委員会は、議会改革につき調査を実施したので、その結果を会議規則第77条の規定により、次のとおり報告いたします。

記

- 1 調査事件 議会改革に関する調査・研究
- 2 調査の概要 別添「議会運営委員会調査報告書」のとおり
- 3 調査の経過 別添「議会運営委員会調査報告書」のとおり

議会報告に関する議会運営委員会の調査報告については平成26年8月1日から平成30年2月21日まで、当委員会で実施した標記に関する調査結果を会議規則第77条の規定により報告をするものでございます。

当委員会では、平成25年度に作成をした議会改革骨子の基本的な理念及び平成26年3月11日の議会運営委員会調査報告書の内容を理解をし、平成26年8月1日に議会改革に係る第1回目の委員会を開催して以来、29回にわたり委員会を開催し、現状の把握と問題点の抽出、議会のあり方について調査を行うとともに、議員定数についての協議では、研修会の開催やアンケート調査を実施するなど、町民の意見を反映させるための取り組みも併せて行いました。

また、該当調査の取り組みを広く紹介し、議会の見える化を推進するため、議会白書の発行、更に議会運営委員会が所管をし、議会報告会を初めて開催をいたしました。今後においても地方分権と社会状況の変化に即した、議会として町民が参加できる開かれた議会を目指して、継続をして、議会改革への取り組みが進められることを望むものであります。

なお、調査の経過、項目ごとに取り組んだ改革の内容等については、調査報告書をご覧ください。説明を省略をさせていただきます。

以上、運営委員会報告といたします。ご審議よろしくお願いをいたします。

○議長(細川勝弥君) これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

18番、下川君。

○18番(下川孝志君) 私は、この委員会が改革に向けて、ある程度、議員定数であったり、町民に向けて開かれた議会という努力をされたことは認める面もありますけども、私はこの中で唯一無所属ということで、会派に属していませんから議運にも入れてもらえませんですし、部屋もありませんし、そういう意味では、その辺の改革もどこかでなされるのかなとゆうことありましたが、私に対する改革は一度も話題に挙がったことも聞きませんでしたけれども、不満ではありましたが、知り合いの米とぎのところに居候してもいいということであったり、前半はいろんな報告が一切ありませんでしたけれども、私が無所属であったとしても、議員としての立

場は他の議員と同じなわけですから、きちんと報告をしてくださいとゆうことから、後半は、これは正式なものではありませんけども、池田議員から議運での流れ等について報告を受けた経緯はありました。しかし、私がそれに対して意見の言う場というものはありませんので、ここで質問をさせていただきたいと思います。

まず、1点目は、議会報告会もありましたし、私は個人的ないろんな町民とのお付き合いの中でも一番強く印象に残ってて、なぜこれができなかつたのか理解できないんですが、議会の本会議等が議会中継でもって見ることができまして、録画を見ることができると。町民の意？や議会報告会でもありましたけれども、議員の活動の場もしくは議論の場というものを正しく把握するためには、常任委員会もぜひテレビ中継をしてくれという要望がありました。それも強くありました。しかし、前半では経費がかかるからとかいろいろ言っていましたけれども、中継の仕方によっては必ずしも多額なお金がかかるわけではない。やはり町民に知ってもらうためには、やはり各議員が常任委員会でどんな議論をしてるのか、どんな発言をしてるのかっていうことを知る機会が多い方がいいという思いも、私は今もしています。そういう意味では、今回もありましたけれども予算審議であったり、いろんな審議のときに議長のほうからも担当の常任委員会の中で十分議論をしてくれという指導というか、述べられている経緯もありました。しかし、その常任委員会での議論の場がなかなか町民に知ってもらう機会が少ないということは、事実です。なおかつ、担当常任委員会の委員は、ただいま予算であったり本会議であったり、できるだけ発言を控えるようにということが言われています。とゆうことは、ほとんど町民が常任委員会の流れについては傍聴をするか、又は議員が個人的な報告会をしない限り、なかなか知る機会がないというのが現状です。その現状は、多分私は認識しておられるから多分継続審議っていう調査をしましょうということになってると思いますけれども、町民に説明する意味で、常任委員会の中継というのが、改革できなかった理由っていうのはどこにあるのかを、まず第1点質問いたしたいと思います。

○議長(細川勝弥君) 議会運営委員長 進藤君。

○議会運営委員長(進藤 猛君) 今の下川議員の質問にお答えをしたいと思います。

これまで議運の中では、議会改革の中で開かれた議会のあり方という中でですね、例えば本会議での中継等含めて検討してきました。その中に当然私も委員会としても常任委員会の放映化、いわゆる開かれた議会ということで常任委員会の中継も含めて検討した経過がありましたけれども、今下川議員がおっしゃったようにですね、その中では当然予算の伴う部分を伴っていきますので、これについては議会側としても町側と打ち合わせをしながら進めていかなければならないという立場の中で検討していることは検討しているんですけども、その辺の予算との絡みの中で今回の議件の中では進めていけなかつたところというあいり？があります。これについてはですね、先ほど下川議員がおっしゃってましたけれども、町民の声の中からもぜひ常任委員会のいわゆるこの中継化、これについても検討してほしいという要望もありましたのでね、今後も議会改革の中でそのことも話題となりながら当局とも含めてですね、検討していかなければならないというふうに思ってます。

○議長(細川勝弥君) 18番、下川君。

○18番(下川孝志君) もう1点は、反問権についてなんですけど、これは私個人としても意見は出したことがありますけれども、その残念ながら委員会には入ってませんし、報告は受けてません

ので、具体的にどういうやりとりがなされて、どんな検討がされたということがわかりませんでしたので聞くんですが、町民の声の中からは、やはり議員の定数を減らすかどうかの議論のときもありましたけれども、ある意味では議員の質を上げるべきだという指摘を受けていることも事実です。また、その理事者側や答弁する側が、やはりの質だって上げなきゃいけない。やっぱりそれが町民に対するきちっとした開かれた議会であり、町民のための行政をやる側の立場でもあると思うんですね。そういう意味では今の時代ですから、来てただどこかで個人的に調べた数字であったり、ある個人的な質問してくれと言われたから質問しましたで終わることなく、やはり反問権をきちんと認めることによって、あるいはその根拠をきちんと質したりということが出来る。そのことによって、議員の質も上がってくるってこと。そのことによって、町民に開かれた行政ができるかなって私は想いを持っていますし、実際に全国の中でも反問権を認められる議会は、幾つかあります。そういう意味では、この反問権ということが、もうちょっと強く認められるかなという、私個人的な希望を持っていたもんですから、これが検討したけども、反対意見があったということやだろけれども、その反問権が認められなかった経緯について、もし答えていただけたならば、その点についてお願いします。

○議長(細川勝弥君) 議会運営委員長 進藤君。

○議会運営委員長(進藤 猛君) 今の質問の関係、まず一つはですね、議員の資質を上げると、まあ、こういう部分については議運の中でも、それぞれの中で研修会を行ったらどうだと、議員として研修会を行う。テーマを決めて研修会を行って、その部分についての勉強をしっかりとしようということを取り上げて、勉強会をしたこともありました。そういう意味ではですね、今後ますますそういう町民の声からもありますので必要性があるだろうというふうに私も考えています。

それからもう一つ言われた中で反問権の関係ですけども、これについても当初 25 年のときにそのことも含めて、議会改革の検討の内容として入っていました。それについても論議をする予定だったけれども途中で議員定数の問題とか、それから議会白書の問題とかいろんな部分を含めて中途まで検討はしましたけれども全面的な検討はしていないというのは中身なんです。正直言って遅れているというのが、議運としての中身だというふうに私は思っています。従ってですね、ただこの反問権についてもいろいろ論議はありますので、その辺もしっかりと踏まえた中で、良いのか悪いのかというこの論議おかしですけども、そういうことも含めて今後さらに深めていかなきゃならない内容だなと思っていますので、その辺については今後の議会改革の中に継続調査として挙げていきたいというふうに思っています。

○議長(細川勝弥君) 18 番、下川君。

○18 番(下川孝志君) 最後に議員間の討議のことがちょっと出ていますけれども、私は約 10 年ちょっとぶりに議会にまた戻ってきた経緯がありますけれども、私が感じることは、議員間の討議の場っていうのは、実際にはほとんどないと、あくまでも個人的にやりとりということしかなかったですね。そういう意味で例えば JR の日高線の問題にしても、一般質問で取り上げることはあっても、議長であったり議運の中から、これを全体で話し合おうとかがっていうことは、現実にはほとんどない。その中で町長が新ひだか町を代表して、町民を代表したような意見や結論を持ったような会議に出てたりするということが知らされたときに、果たしてそれが町民全体の声なのか、議会全体の声なのか、結論なのかとゆうことに対しては、疑問を持っているということがあります。そういう意味では、議会とゆうのはある意味では、本会議と常任委員会だけで

なくて、やはりある問題においては全体で議員間で討議をしていく。その中で結論を出していくし、理事者とも時には話し合いを持っていくってことがあっていいのかなと思っています。そういう意味では、ここの結論の中に議員間討議というものを活性化に向けて検討していくという結論は書かれておりますけれども、この4年ちょっとの中でも議員間討議にというものがJR問題も含めて、あったほうが良かったかなという思いがあるんですけども、この議員間討議というものが決して活発な議会だとは思わなかったので、この辺が活性化するために検討すると結論が出ていますので、その辺の見解について、お答えをいただきたいと思います。

○議長(細川勝弥君) 議会運営委員長 進藤君。

○議会運営委員長(進藤 猛君) 残念ながら、その議員同士の論議の場というのが、これは全員協議会、これらを含めてやったことありますけれども、基本的な中身についての内容の精査もまだ進めていない中で、何をテーマにしてっていうのがテーマを決めながら、その時その時の場ではなくて、総体的なテーマを決めながら議員間討議というのが必要となってくんだろうと思うんで、その辺についてですね、これは私無責任ですけども、定例会終わって新しい議会の中でその辺のことについてはしっかり論議していただきたいということを要望しておきたいというふうに思っています。

○議長(細川勝弥君) ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と言う人あり】

○議長(細川勝弥君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これで、議会運営委員会の調査報告を終了いたします。

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(細川勝弥君) 日程第7、議案第1号 新ひだか町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

【町長 酒井芳秀君登壇】

○町長(酒井芳秀君) ただいま上程されました議案第1号について、ご説明申し上げます。

議案第1号は、新ひだか町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてでございます。現教育長の任期が本年3月31日をもって満了することに伴い、教育長に次の方を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。今回任命しようとする方につきましては、再任となりますが、現住所日高郡新ひだか町静内神森60番地の2。氏名 高野卓也氏。生年月日 昭和31年3月28日、年齢 61歳、職業 新ひだか町教育委員会教育長でございます。

高野氏につきましては、今回任命されますと2期目となり、新たな任期は平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間となります。次のページに高野氏の略歴を添付しておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上で議案第1号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(細川勝弥君) お諮りいたします。本案については、質疑討論を省略いたしたいと思っております。



ご異議ありませんか。

【「なし」と言う人あり】

○議長(細川勝弥君) 異議なしと認めます。

よって、本案は質疑討論を省略することに決定いたしました。

これから、議案第1号 新ひだか町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて採決いたします。

お諮りいたします。本案については、これに同意することにご異議ありませんか。

【「なし」と言う人あり】

○議長(細川勝弥君) 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

休憩 午前11時00分

---

再開 午前11時02分

○議長(細川勝弥君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第2号から第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(細川勝弥君) 日程第8、議案第2号 平成29年度新ひだか町一般会計補正予算(第7号)から議案第9号 平成29年度 新ひだか町病院事業会計補正予算(第4号)までの8件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤沢総務課長。

○総務課長(藤沢克彦君) ただいま上程されました議案第2号から議案第9号について、ご説明いたします。

なお、議案第8号及び議案第9号につきましては、それぞれ担当課長及び事務長よりご説明をいたします。

議案第2号から議案第9号は、平成29年度新ひだか町各会計補正予算でございます。今回の各会計の補正予算でございますが、平成29年度の最終補正予算でございます。すべての費目にわたり今後の収入見込みや最終執行見込みを立てまして精査を行ったものでございます。

始めに、各会計に関連する内容について総括的にご説明いたします。人件費でございますが、平成29年4月1日付の人事異動に伴う補正予算につきましては、昨年(平成28年)の第3回議会定例会において、また人事院勧告に基づく給与改定につきましては、同じく第6回議会定例会におきましてそれぞれ精査を行い、議決をいただいたところでございますが、今回の人件費の補正につきましては、職員の採用または退職に係るもの、育児休業者等に係るもの、扶養家族や勤務場所等の変更に係るもの、超過勤務手当などの実績に基づいて支給されるものなどにつきまして最終精査を行いまして、補正予算計上としたものでございまして、嘱託職員の報酬や臨時職員等の賃金なども含む、全会計における人件費の補正額は、2,616万7,000円の減額となっております。燃料費につきましては、平成29年度当初予算積算時と比較いたしますと、燃料単価が高騰しておりまして、3,682万3,000円の増額となりました。光熱水費につきましても、特に電気料でございますが、

昼休みの消灯、残業デーの実施など、使用量の削減に努めてまいりましたが、供給単価の高騰により 3,252 万円の増額となりました。また修繕料でございますが、施設の老朽化や設備備品の耐用年数の計画による劣化によりまして、事務事業費の執行、特に施設の運営でございますが、使用を来す故障が数多く発生しましたことから 704 万 4,000 円の増額となっております。

以上が、各会計に関連する内容についての総括的事項となります。

なお、この後、補正予算の説明に当たりましては、事項別明細書によりご説明をいたしますが、人件費に係るもの、今ご説明いたしました需用費に係るもの及び事務事業の執行整理に係るものにつきましては、説明を省略させていただきますので、ご理解願います。

それでは、平成 29 年度新ひだか町一般会計補正予算（第 7 号）からご説明いたします。補正予算の議案については、別冊となっております。

議案第 2 号は、平成 29 年度新ひだか町一般会計補正予算（第 7 号）でございます。平成 29 年度新ひだか町の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。第 1 条は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 7,716 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、168 億 4,720 万 3,000 円にしようとするものでございます。第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正予算」とおりでございます。第 2 条は、繰越明許費でございまして、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年に繰り越しして使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」とおりでございます。第 3 条は、債務負担行為の補正でございまして、債務負担行為の追加及び変更は「第 3 表 債務負担行為補正予算」とおりでございます。第 4 条は、地方債の補正でございまして、地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正予算」とおりでございます。

それでは、「第 1 表 歳出事項別明細書」よりご説明をいたします。一般 45 ページをお開きください。3、歳出でございます。1 款、1 項、1 目議会費は、執行整理でございますので説明は省略をさせていただきます。46 ページにまいります。2 款総務費、1 項総務管理費 1 目一般管理費 48 ページまでまいります。2 目文書広報費、4 目財産管理費、50 ページにまいりまして、5 目車両管理費、6 目企画費につきましては、執行整理でございます。説明は省略させていただきます。51 ページにまいります。7 目電子計算費では、627 万 4,000 円の減額でございます。執行整理のほか、事業目 3、社会保障・税番号制度整備経費は、404 万 6,000 円の追加でございますが、マイナンバーカードの記載事項充実、データ標準レイアウト改定など、システムを改修する経費を追加してございます。財源につきましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金、国庫補助金でございますが、361 万 6,000 円を充当してございます。52 ページにまいりまして、82 支所費、10 目生活安全推進費は、執行整理でございます。説明は省略させていただきます。53 ページにまいります。11 目地域振興費は、1,000 トンで 54 万 1,000 円の追加でございます。執行整理のほか、54 ページになりますが、事業目 8、ふるさと応援寄附事業で 2,100 万 3,000 円の追加でございます。ふるさと応援寄附金が、現計予算を上回る収納見込みが見込まれることから、記念品などの経費について追加しようとするものでございます。財源につきましては、既定予算も含めまして、まちづくり基金繰入金 6,830 万円を充当しております。55 ページにまいりまして、13 目地方創生費、56 ページ、2 項徴税费、1 目税務総務費、2 目賦課徴収費、57 ページにまいりまして、3 項、1 目戸籍住民基本台帳費、58 ページ、4 項選挙費、1 目選挙管理委員

会費、59 ページへまいりまして、3 目衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費、60 ページ、5 項統計調査費、1 目統計調査総務費、61 ページにまいりまして、2 目統計調査費、6 項、1 目監査委員費につきましては、執行整理でございます。説明は省略させていただきます。63 ページにまいります。3 項民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費でございますが、1,568 万 7,000 円の減額でございます。人件費などの執行整理に伴う減額でございますが、事業目 9、国民健康保険特別会計繰出金 1,471 万 2,000 円の減額でございます。繰出基準に基づく繰出金の整理でございます。内容につきましては、国民健康保険特別会計補正予算でご説明いたします。64 ページ、2 目障害者福祉費では、756 万 9,000 円の減額でございます。執行整理でございますが、各扶助に係る給付につきましては、見込み件数により予算計上をしております。そのほか、66 ページになりますが、事業目 12、障がい者福祉事務経費に 109 万 5,000 円の追加でございますが、13 節委託料でございます。処遇改善加算や法改正に伴う新サービスの追加及び報酬改定に対応するため、障害者福祉システムの改修を行う経費を追加しております。財源につきましては、障害者総合支援事業費補助金、国庫補助金でございますが、こちらを 71 万 6,000 円充当しております。3 目社会福祉施設費では、69 万 3,000 円の追加でございます。執行整理のほか、68 ページにまいりますが、事業目 6、町民保養施設管理経費 59 万 3,000 円の追加でございます。静内温泉の湯量が減少したことから、冷泉井戸の点検業務を実施するための経費を追加しておりますし、夜間の安全対策のため、街頭の増設に係る経費についても追加をしております。4 目生活館費、69 ページにまいりまして、5 目国民年金事務費、6 目老人福祉費につきましては、執行整理でございますので、説明は省略いたします。70 ページ、7 目老人支援費では、1,315 万 2,000 円の減額でございます。執行整理でございますが、71 ページにまいりまして、事業目 4、後期高齢者医療経費は、1,524 万 2,000 円の減額でございます。後期高齢者健診費用負担金、及び、療養給付費負担金につきましては、実績等に伴います減額でございます。また、繰出金は後期高齢者医療特別会計繰出金でございます。繰出ルールに基づく整理でございます。内容は、後期高齢者医療特別会計補正予算でご説明いたします。事業目 5、介護サービス事業特別会計繰出金は、1,482 万 3,000 円の追加でございますが、収支不足に伴う繰出金の追加でございます。内容につきましては、介護サービス事業特別会計予算補正予算でご説明いたします。72 ページにまいりまして、事業目 6、日高中部広域連合負担金は、76 万 3,000 円の追加でございますが、人件費や事務経費の精査のほか、介護給付費の執行見込みなどにより負担金の整理の結果追加となったものでございます。事業目 9、地域介護・福祉空間整備事業は、846 万 6,000 円の減額でございますが、地域介護・福祉空間整備等事業の不採択によるものでございます。8 目老人福祉施設費は、執行整理でございます。74 ページにまいります。9 目住宅改良貸付費は、784 万円の減額でございますが、貸し付け実績がございませんでしたので、減額整理としてございます。10 目医療給付費は、877 万 9,000 円の減額でございます。各事業目の医療給付事業とも、医療費の決算見込みを推計いたしまして、必要額を算出した結果、全費目とも減額となったものでございます。75 ページにまいります。2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、76 ページ、2 目児童措置費、77 ページにまいりまして、3 目児童福祉施設費、80 ページまで飛びます。4 目児童デイサービスセンター費、81 ページにまいりまして、5 目児童等健全育成費は、執行整理でございますので、説明は省略させていただきます。82 ページ、4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費は、106 万 5,000 円の追加でございます。執行整理のほか、事業目 3、医療技術者等資金

貸付事業は、70万円の追加でございますが、新ひだか町医療技術者等修学資金貸付条例第8条の規定に基づき、修学資金の償還の免除の対象者が発生いたしましたことから、免除による債権補填するための経費を追加してございます。なお、一般会計歳入予算、20款、3項、1目、9節医療技術者等資金貸付負担金収入に、この補填金につきましては、振りかえるものでございます。事業目5、病院事業会計負担金は、77万2,000円の追加でございますが、繰出基準に基づく繰り出しを追加してございます。内容につきましては、病院事業会計補正予算でご説明いたします。2目予防費、83ページにまいりまして、3目環境衛生費、85ページにまいりまして、4目保健活動施設費、5目保健活動費につきましては、執行整理でございます。説明は省略をいたします。86ページ、2項清掃費、1目清掃総務費は、3,052万1,000円の減額でございます。執行整理のほか、87ページになりますが、事業目5、日高中部衛生施設組合負担金は、2,816万1,000円の減額でございます。執行整理のほか、他団体からの負担金の増や繰越金の整理によりまして、こうせい町の負担金が減額となったものでございます。88ページ、5款労働費、1項、1目労働諸費は、執行整理でございます。説明は省略をいたします。89ページにまいります。6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、2目農業総務費は、執行整理でございます。90ページ、3目農業振興費では、2,387万2,000円の減額でございます。執行整理でございますが、事業目2、農業後継者対策事業は、409万4,000円の減額でございます。農業後継者育成推進事業補助金につきましては、研修生1名の減による減額でございます。91ページにまいります。事業目5、農業振興助成事業は、225万2,000円の減額でございます。3つ目の農地集積協力金交付事業補助金は、対象者がありませんでしたので減額となっております。事業目6、花卉野菜生産体制強化対策事業は、2,176万8,000円の減額でございます。農業振興施設等整備事業補助金でございますが、ハウス整備の件数が減になったことにより、経費を減額したものでございます。事業目8、農業振興事務経費は、450万6,000円の追加でございます。新ひだか町大雪農業被害対策補助金でございますが、2月5日の大雪に伴い、倒壊などの被害に遭ったビニールハウスの撤去費用等の助成について追加をしてございます。なお、財源につきましては、農業振興基金繰入金と同額充当してございます。なお、年度内に事業が完了しない見込みであることから、繰越明許費の設定も併せて行ってございます。4目農業施設費は、執行整理でございますので、説明は省略をさせていただきます。93ページにまいります。5畜産業費では、2,518万7,000円の減額でございます。執行整理のほか、事業目1、軽種馬振興事業は、508万3,000円の追加でございます。新ひだか町軽種馬振興対策事業補助金でございますが、日本軽種馬協会北海道市場の懸案でありました、取りつけ道路の整備について費用を助成するものでございます。財源でございますが、農業振興基金繰入金を同額充当しております。なお、本事業の完了が年度内に終了しない見込みであることから、こちらも繰越明許費の設定も予定してございます。事業目3、酪農及び肉用牛生振興資金貸付事業は、3,000万円の減額でございます。貸付実績がございませんので、減額するものでございます。6目畜産施設費、95ページにまいりまして、7目和牛センター運営費、8目農地費につきましては、事業費等の確定に伴います執行整理でございます。96ページ、2項林業費、1目林業総務費では、137万1,000円の追加でございます。執行整理のほか、事業目1有害鳥獣駆除経費は、122万3,000円の追加でございます。国の補助を受けて実施するエゾシカ等の駆除につきましては、国の捕獲個体確認マニュアルは変更となり、捕獲個体の証拠写真の撮影が義務づけられたことから、駆除員へデジタルカメラ等を貸与するため、購入

する経費を追加してございます。97 ページにまいります。2 目林業振興費、98 ページ、3 目林野管理費、99 ページにまいりまして、4 目林道事業費、3 項水産業費、1 目水産業総務費、100 ページにまいりまして、2 目水産業振興費、3 目漁港費につきましては、執行整理でございますので、説明は省略させていただきます。102 ページにまいります。7 款、1 項商工費、1 目商工総務費、2 目商工振興費、103 ページにまいりまして、3 目観光費につきましても、執行整理でございますので説明は省略いたします。104 ページ、4 目観光施設費では、447 万 7,000 円の追加でございます。執行整理のほか、105 ページになりますが、事業目 5、海浜公園運営経費は 502 万 3,000 円の追加でございます。落雷により自動火災報知機受信板が被害を受けましたことから、修繕する経費を追加しております。財源につきましては、町村有建物災害共済金、諸収入でございますが、こちらを同額充当してございます。106 ページ、5 目観光推進費につきましては、執行整理でございます。説明は省略いたします。108 ページにまいります。8 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費、190 ページにまいりまして、2 項道路橋りょう費、1 目道路橋りょう総務費につきましては、執行整理でございますので説明は省略させていただきます。2 目道路橋りょう維持費は、4,072 万 2,000 円の追加でございます。執行整理のほか、事業目 1、町道補修事業は 217 万 2,000 円の追加でございます。本町本桐線、蓬栄本桐線など、大型工事車両の通行増により、道路の損傷が著しいことから、緊急的に修繕するための経費を追加しております。110 ページ、事業目 3、除雪対策経費は、3,583 万 6,000 円の追加でございます。例年にない降雪量となっておりますことから、町道の除雪の回数も相当多くなっております。除雪業務委託の経費や凍結防止剤などの購入経費について、追加するものでございます。3 目道路新設改良費は、1 億 5,043 万 4,000 円の減額でございます。補助事業費の採択減、事業費調整及び事業費の確定等によります執行整理を行っておりますが、本町海岸線改良舗装事業につきましては、平成 29 年度の国の補正予算の採択を受けましたことから、この分については追加としてございます。なお、国の補正予算分については、年度内に事業が完了いたしませんことから、繰越明許費の設定もあわせて行なっております。111 ページにまいります。3 項河川費、1 目河川総務費、112 ページ、2 目河川改良費については、執行整理でございますので、説明は省略いたします。3 目排水機場管理費では、731 万 4,000 円の追加でございます。事業目 1、古川排水機場管理経費、731 万 4,000 円の追加でございますが、執行整理のほか、財源の都合上、人件費の支出科目について、移動させるための補正を行ったものでございます。113 ページにまいります。4 項都市計画費、1 目都市計画総務費、114 ページにまいりまして、2 目公園費については、執行整理でございますので、説明は省略させていただきます。115 ページへまいります。3 目街路事業費では、19 万 8,000 円の減額でございます。補助事業費の採択減や事業費の確定等による執行整理でございますが、この費目におきましても、本町通街路整備事業について、平成 29 年度の国の補正予算の採択を受けましたことから、この部分について追加をしてございます。なお、国の補正予算部については、年度内に事業が完了いたしませんので、繰越明許費の設定もあわせて予定してございます。5 項住宅費、1 目住宅管理費では、6,619 万 3,000 円の追加でございます。執行整理のほか、116 ページにまいりまして、事業目 3、公営住宅改良事業では、6,602 万 5,000 円の追加でございます。公営住宅改良事業については、平成 30 年度の事業費要望額が多く、補助率とおりの補助金が交付されることが難しい状況から、平成 29 年度の補助の余剰を活用できないかと北海道から打診がございまして、検討の結果、前倒して予算計上しようとするものでございま

す。なお、こちらも年度内に事業が完了しないことから、繰越明許費の設定もあわせて行ってございます。2目住宅建設費は、5億6,718万9,000円の追加でございます。執行整理のほか、117ページにまいりまして、事業目1、公営住宅建設事業では、5億6,759万9,000円の追加でございます。こちらの費目におきましても、公営住宅改良事業と同様に平成30年度の事業費要望額が多いことから、5棟22戸の事業費を平成29年度予算に前倒しして予算計上するものでございます。こちら、年度内に事業が完了しないことから、繰越明許費の設定を予定してございます。118ページにまいりまして、9款、1項、1目消防費では、598万1,000円の減額でございます。日高中部消防組合負担金でございますが、人件費や事務費等の執行整理のほか、繰越金などの収入で財源調整を図った結果、こうせい町の負担金が減額となったものでございます。2目災害対策費は、執行整理でございますので、説明は省略いたします。120ページにまいります。10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費は、執行整理でございますので、説明は省略いたします。2目事務局費は、16万9,000円の減額でございます。執行整理のほか、事業目3、教育指導経費は、171万6,000円の追加でございまして、特別支援教育支援員の勤務時間数の増加に伴いますパート職員賃金の追加でございます。121ページにまいりまして、事業目5、奨学金事業は、146万4,000円の減額でございまして、奨学金及び奨学資金でございますが、支給件数あるいは貸付件数の減によるものでございます。122ページ、事業目8、高等学校就学支援事業は、46万8,000円の追加でございますが、高等学校通学費助成金の対象者が当初見込みより増となったことによる追加でございます。123ページにまいります。3目教育指導費、2項小学校費、1目学校管理費、125ページにまいりまして、2目教育振興費、126ページ、3項中学校費、1目学校管理費、127ページにまいりまして、2目教育振興費につきましては、いずれも執行整理でございますので、説明は省略いたします。128ページ、4項社会教育費、1目社会教育総務費、130ページにまいりまして、2目公民館費、131ページにまいりまして、3目文化財保護費、133ページにまいりまして、4目女性センターみらい費、5目図書館費につきましても執行整理でございますので、説明は省略させていただきます。135ページにまいります。5項保健体育費、1目保健体育総務費、136ページ、2目体育施設費、138ページにまいりまして、3目乗馬施設費につきましても執行整理でございますので、説明は省略させていただきます。6項、1目学校給食費では、337万2,000円の追加でございます。執行整理のほか、139ページになりますが、事業目3、学校給食調理経費は、168万4,000円の追加でございまして、給食費負担金の増に伴いまして、相当額を追加を追加計上したほか、賄い材料費の高騰による影響分についても追加計上したものでございます。140ページ、11款災害復旧費、1項土木施設災害復旧費、1目河川災害復旧費、2目道路災害復旧費、141ページにまいりまして、2項農林水産業施設災害復旧費、1目林業施設災害復旧費、2目農業施設災害復旧費につきましては、いずれの費用も事業費等の確定に伴います執行整理、また、それに伴います財源内訳の変更でございます。12款1項公債費、1目元金、744万8,000円の追加でございます。借り入れした町債の据え置き年数の変更や過去に借り入れしました町債の率変動による影響に伴いまして、償還元金を追加するものでございます。2目利子では、5,754万7,000円の減額でございます。平成28年度に借り入れいたしました町債の見込み率の減に伴う償還利子の減額でございます。143ページにまいります。13款諸支出金、1項、1目基金費では、4,603万4,000円の追加でございます。事業目1、各種基金積立金、4,603万4,000円の追加でございますが、基金の積み立てにつきましては寄附金収入、基金利息を整理

したもののほか、土地売り払い収入、災害活力資金の償還に充てる資金についても積み立てるため、追加をしてございます。なお、地方財政法の規定による積み立てにつきましては、収支調整の関係から減額といたしまして、平成 30 年度に積み立てることとしてございます。

以上で歳出の説明を終わります。

なお、144、145 ページに、給与費明細書を添付しております。また、各会計補正予算の歳出事項別明細書の次に同様に添付しておりますが、説明は省略はさせていただきます。後ほどをごらんください。

次に歳入の説明をいたしますので、一般 10 ページをお開きください。

2 歳入でございます。1 款町税でございますが、10 ページから 12 ページとなります。現年課税分が課税標準額の見込みにより、滞納繰越分につきましては、前年度以前の繰り越し額にそれぞれ収納率を生じて見積もってございます。収納率につきましては、現年課税分は前年度並みで、滞納繰越分は昨年度実績を上回る目標としてございます。なお、現年課税分の減額補正につきましては、固定資産税が主なものであり、評価額の下落などが要因となっております。町税全体では 2,601 万 1,000 円の追加補正となっております。12 ページにまいります。2 款地方譲与税、13 ページにまいりまして、3 款利子割交付金、4 款配当割交付金、14 ページにまいりまして、5 款株式等譲渡所得割交付金、6 款地方消費税交付金、7 款自動車取得税交付金につきましては、平成 28 年度の決算額に地方財政計画の伸び率を乗じたほか、今年度の収入状況を勘案いたしまして見積もってございます。15 ページにまいります。8 款国有提供施設等所在市町村助成交付金、及び、9 款地方特例交付金につきましては、交付金額が確定しておりますので、その金額を計上してございます。10 款地方交付税でございますが、普通交付税につきましては、その決定額を計上し、特別交付税につきましては、本町が提出しております特殊財政需要額や過去の交付実績をもとに見積もってございます。16 ページ、11 款交通安全対策特別交付金は、平成 28 年度の決算額に地方財政計画の伸び率を乗じ、今年度の収入状況を勘案いたしまして見積もってございます。16 ページ、17 ページの 12 款分担金及び負担金、17 ページから 22 ページ、13 款使用料及び手数料につきましては、事務事業費等の確定や利用実績あるいは利用見込みにより決算見込みを推計いたしまして見積もってございます。なお、個々の費目につきましては、お目通しをいただき説明は省略をさせていただきます。22 ページにまいります。22 ページから 26 ページは、国庫支出金でございます。それぞれの事務事業等の執行状況に基づきまして、確定したものは確定額を、未確定なものについては交付決定額や事業費の見込みを積算しまして、補助率等を応じまして見積もってございます。一部の国庫支出金については、歳出の財源充当時説明をいたしましたが、それ以外の費目の補正内容につきましては、お目通しをいただきご説明は省略をさせていただきます。26 ページにまいります。26 ページから 31 ページは、15 款道支出金でございます。道支出金につきましても国庫支出金同様に精査を行いまして、見積もってございます。こちら個々の費目の補正内容につきましては、お目通しをいただき説明は省略させていただきます。31 ページにまいります。31 ページ、32 ページは、16 款財産収入でございます。1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入については、決算見込みを立てまして見積もっておりますし、2 目利子及び配当金につきましては、基金から生じる利子について決算見込みにより見積もってございます。32 ページ、2 項財産売払収入につきましては、記載の項目ごとに、実績と今後の見込みを整理しまして見積もってございます。32 ページから 34 ページは、17 款寄附金でございます。

この費目につきましては、予算取りまとめ時の確定額により計上しておりますが、33 ページ、2 目総務費寄附金については、ふるさと応援寄附金で、今後の見込みも含めまして、追加計上とさせていただきます。続きまして、34 ページ、35 ページでございますが、18 款繰入金でございます。1 項、1 目基金繰入金でございますが、歳入歳出とも全般にわたりまして精査を行いまして、減債基金は流？に基づき、減額。農業振興基金は、新たな事業費の充当財源として追加。漁業振興基金及び奨学金につきましては、事務事業の執行減により、充当財源として減額をしておりますし、まちづくり基金は事務事業の執行減による整理のほか、ふるさと応援寄附事業の謝礼品等に充当、及び花卉野菜生産体制強化対策事業の補助割に伴う振りかえ財源として、追加をしております。特別養護老人ホーム整備運営基金については、介護サービス事業特別会計の収支不足に対応するため、一般会計から繰り出す経費に充当するため、追加をしております。2 項、1 目特別会計繰入金でございますが、国民健康保険特別会計繰入金は、国保広域化に係る事業について、一般会計において執行している経費がございますが、北海道から交付される補助金が、国保特別会計で収納されることから、その経費に充当するため、繰入れするものでございます。介護サービス事業特別会計繰入金は、特別会計の収支調整による減額でございます。後期高齢者医療特別会計繰入金につきましては、長寿健康増進特別対策補助金を受けて実施する一般会計が負担している事業に充当するものでございます。19 款繰越金でございますが、平成 28 年度の収支決算で生じた純繰越金の全額を計上してございます。36 ページにまいりまして、36 ページから 41 ページまでは、20 款諸収入でございます。諸収入につきましては、収入実績あるいは収入見込みを立てまして見積もってございます。なお、個々の費目につきましては、お目通しいただき、説明は省略させていただきます。41 ページにまいります。41 ページから 44 ページまでは、21 款町債でございます。町債につきましては、需用費等の確定に伴いまして整理を行ったものでございます。こちらにつきましても、個々の費目につきましてお目通しいただき、説明は省略させていただきます。

以上で歳入の説明を終わります。

6 ページにお戻りください。第 2 表 繰越明許費でございます。6 款農林水産業費、1 目農業費、事業名 軽種馬振興対策事業に 500 万円。同じく、大雪農業被害対策事業に 300 万円でございます。8 款土木費、2 項道路橋りょう費では、本町海岸線改良舗装事業 4,520 万円。4 項都市計画費、街路整備事業で 1,110 万円。5 項住宅費では、公営住宅改良事業で 7,130 万円。公営住宅建設事業で 5 億 6,830 万円となっております。これらの事業については、国の補正予算に伴い、交付決定が出来るものや緊急性が高く、平成 30 年度予算を待てない事業など、年度内に終了する見込みがつかない事業について、繰越明許費を設定しようとするものでございます。続きまして、第 3 表 債務負担行為補正（追加）でございます。事項でございますけれども、町長及び町議会議員選挙ポスター掲示場等作成設置管理業務委託のための債務負担行為でございます。期間は平成 29 年度から平成 30 年度、限度額は 910 万 5,000 円でございます。また、町立静内病院東静内保育所給食業務委託のための債務負担行為でございますが、期間は平成 29 年度から平成 33 年度、限度額は 1,724 万 2,000 円でございます。町長町議の選挙のポスター掲示につきましても、本年 4 月 15 日執行の掲示場等につきましても、告示日が 4 月 10 日でございます。それ以前に設置する必要があることから、工期を勘案いたしまして、債務負担行為を設定しようとするものでございますし、東静内保育所の給食業務については、現在委託をしておりますが平成 29 年度で



委託期間が終了することから、新たに4年間の委託契約を締結するため、債務負担行為を設定しようとするものでございます。いずれの事業につきましても平成29年度は契約行為のみでございます。執行はございません。続きまして、第3表 債務負担行為(補正)でございます。事項は、新ひだか町新築マイホーム取得応援ギフト発行业務に係る、助成のための債務負担行為でございます。補正前の限度額が新ひだか町新築マイホーム取得応援ギフト発行业務実施要綱に基づき決定された金額から、補正後は限度額は33万8,000円としてございます。新築住宅にかかる固定資産税の税額がおおむね積算されましたことから、限度額を変更しようとするものでございます。7ページにまいります。第4表 地方債補正(追加)でございます。起債の目的及び限度額でございますが、土木施設災害復旧事業債2,290万円、農林水産業施設災害復旧事業債210万円でございます。起債の方法は普通貸借または証券発行、利率及び償還の方法は文言記載のとおりでございます。この結果、地方債の総額を16億7,470万円にしようとするものでございます。次に、第4表 地方債補正(変更)でございます。過疎地域自立促進特別事業債ほか、17項目の地方債について、あわせて2億2,960万円を追加し、補正前限度額16億7,470万円を19億0,430万円にしようとするものでございます。

以上で一般会計補正予算の説明を終わります。

○議長(細川勝弥君) 藤沢総務課長、ここで休憩したいと思っております。よろしいですか。

暫時休憩いたします。午後1時再開いたします。

休憩 午前11時47分

---

再開 午後1時00分

○議長(細川勝弥君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

藤沢総務課長。

○総務課長(藤沢克彦君) それでは引き続きまして、国民健康保険特別会計補正予算についてご説明いたします。特別会計等の補正予算については、別冊となっております。

議案第3号、平成29年度新ひだか町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)でございます。平成29年度新ひだか町の国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ3,214万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億9,207万9,000円にしようとするものでございます。第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正予算のとおりでございます。

それでは、歳出の事項別明細書よりご説明をいたしますので、国保14ページをお開きください。3歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、1,914万9,000円の減額でございます。執行整理のほか、事業目1、一般事務経費は、53万4,000円の減額でございますが、国保事業の広域化に伴うシステム改修業務について、セキュリティの仕様変更等に伴う委託料の減額でございます。また、一般会計繰出金は、613万円を追加しておりますが、こちらも国保事業の広域化に係る経費のうち、一般会計予算で負担している経費の財源に充てるために計上したものでございます。この繰出金の財源としましては、財政調整交付金、道補助金でございますが、同額を充当してございます。事業目3、連合会経費は、1,622万円の減額でございます。こちらも国保連合会が実施しました国保事業の広域化に伴うクラウドシステムの構築に

係る経費の精算による皆減でございます。15 ページにまいります。3 項、1 目運営協議会費は、執行整理でございますので、説明は省略させていただきます。16 ページにまいりまして、2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費は、5,235 万 1,000 円の追加、及び、一つ飛びまして、2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費は、1,069 万 5,000 円の追加でございますが、両費目とも前年度決算額、本年度確定額をベースとしまして、見込みを立てまして、予算計上してございます。一つ前に戻っていただきまして、2 目退職被保険者等療養給付費は、歳出予算の補正はなく、財源内訳のみの補正となっております。17 ページにまいります。3 款、1 項後期高齢者支援金等、1 目後期高齢者支援金 102 万 2,000 円の減額、及び、4 款、1 項前期高齢者納付金等、1 目前期高齢者納付金 1 万 2,000 円の追加となっております。この 2 件の費目は、高齢者医療制度に基づく市町村の負担金でございます。平成 29 年度分の支払い額の確定に伴う補正でございます。5 款、1 項、1 目介護納付金、19 ページにまいりまして、6 款、1 項共同事業拠出金、1 目高額医療費共同事業拠出金、2 目保険財政共同安定化事業拠出金は、それぞれ確定額、または、決算見込みを立てまして整理をしたものでございます。20 ページ、7 款保健事業費、1 項、1 目特定健康診査等事業費は、218 万 5,000 円の減額でございます。執行整理でございますが、事業目 1、特定健康診査等事業では、218 万 5,000 円の減額でございます。特定健康診査等事業費負担金でございますが、受診率が当初目標を下回ったことによります減額でございます。2 項保健事業費、1 目保健衛生普及費、21 ページにまいりまして、3 款、1 項老人保健拠出金、1 目老人保健事務費拠出金、9 款、1 項病床転換等支援金、1 目病床転換支援金、22 ページにまいりまして、10 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目一般被保険者保険税還付金、2 目退職被保険者等保険税還付金、4 目還付加算金は、執行整理でございます。説明は省略させていただきます。23 ページにまいります。11 款、1 項、1 目繰上充用金でございますが、439 万 6,000 円の減額でございます。平成 28 年度決算の収支不足が圧縮されたことに伴います繰上充用金の減額でございます。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入の説明をいたしますので、国保 6 ページにお戻りください。

2 歳入でございます。1 款国民健康保険税でございますが、一般被保険者の現年課税分につきましては、収納率は現計予算見積もりよりも若干上回ってはおりますが、調定額は大きく下回ったため、減額補正となっております。滞納繰越分につきましては、調定額は下がっておりますが、収納率が上昇したため、こちらは追加補正となっております。一方、退職被保険者等の現年課税分につきましては、収納率は現計予算見積もりを上回っておりますが、調定額が大きく下回ったことから、減額補正となっております。滞納繰越分につきましても、現年課税分同様、収納率は上回ったものの、調定額が下がったための減額補正となっております。7 ページをお開きください。7 ページ、8 ページは、3 款国庫支出金、9 ページは、4 款道支出金、10 ページ、5 款療養給付費交付金、6 款前期高齢者交付金、7 款共同事業交付金につきましては、医療費等の執行状況に基づきまして、確定したものは確定額、未確定なものは見込みを立てまして見積もってございます。なお、個々の費目の補正内容につきましては、お目通しをいただき説明は省略させていただきます。11 ページをお開きください。8 款繰入金でございますが、一般会計がルールとして繰り入れるべき金額を精査し、予算計上としてございます。12 ページにまいります。12 ページ、13 ページは、9 款諸収入でございます。それぞれの費目におきまして、実績あるいは

決算見込みを立てまして見積もってございます。

以上で国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第4号についてご説明いたします。黄色い間紙の次のページをお開きください。

議案第4号は平成29年度新ひだか町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)でございます。平成29年度新ひだか町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。第1条は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ245万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,379万9,000円にしようとするものでございます。第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正予算のとおりでございます。

それでは、歳出の事項別明細書よりご説明をいたします。高齢者8ページをお開きください。

3 歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、551万9,000円の追加でございます。執行整理のほか、事業目1、一般事務経費では、551万9,000円の追加でございます。北海道後期高齢者医療広域連合の長寿健康増進事業特別対策補助金を受けまして、一般会計予算で執行しております高齢者入浴助成事業などの経費に充てるため、一般会計へ繰り出す経費をを追加計上してございます。2項、1目徴収費、9ページにまいりまして、2款、1項、1目後期高齢者医療広域連合納付金は、執行整理でございますので、説明は省略させていただきます。3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金では、42万4,000円の追加でございます。後期高齢者医療保険料につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合が決定しておりますが、昨年6月定例会においてご説明いたしました軽減判定誤りによります保険料等の還付について、新たに還付しなければならない事案が発覚したことから、必要経費を追加するものでございます。財源につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金返還金を充当してございます。

以上で、歳出の説明を終わります。

次に歳入の説明をいたしますので、高齢者5ページにお戻りください。

2 歳入でございます。1款後期高齢者医療保険料でございますが、現年度分につきましては、現計予算見積もりと比較しますと、特別徴収、普通徴収合わせまして、調定額、収納率とも、わずかではあります下回ったことから減額補正となっております。滞納繰越分につきましては、調定額は増加したものの、収納率が大きく下回ったことから減額補正となっております。2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料につきましては、平成29年度より、現年度分の督促手数料の徴収を取りやめたことによる減額でございます。6ページにまいります。3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金でございますが、繰入金のルールに基づきまして、執行内容を精査し、計上したものでございます。4款繰越金にでございますが、平成28年度の収支決算で生じた余剰金につきまして、全額計上しております。5款諸収入につきましては、確定しているものは確定額を、未確定なものにつきましては決算見込みを立てまして見積もってございます。7ページ、6款、1項広域連合交付金、2目長寿健康増進特別対策補助金は、554万1,000円の追加でございまして、先ほど歳出の充当財源として説明いたしましたので、説明は省略をさせていただきます。

以上で後期高齢者医療特別会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第5号についてご説明をいたします。薄紫色の間紙の次のページをお開きください。

議案第5号は、平成29年度新ひだか町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)でございます。平成29年度新ひだか町の簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、1億9,132万9,000円にしようとするものでございます。第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正予算のとおりでございます。

第2条は、地方債の補正でございまして、地方債の変更は、第2表 地方債補正(変更)のとおりでございます。

それでは、歳出事項別明細書よりご説明をいたします。簡水8ページをお開きください。3歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、86万4,000円の追加でございます。執行整理のほか、事業目1 一般管理経費は、95万8,000円の追加でございまして、平成28年度決算による確定申告に伴いまして、消費税及び地方消費税が追加になったものでございます。9ページにまいります。2款簡易水道事業費、1項管理費、1目施設管理費、2目建設改良費は、執行整理、または、事業費の確定等によります精査でございます。10ページにまいりまして3款、1項公債費、2目利子でございますが、87万5,000円の減額でございます。平成28年度発行債の利率の減に伴います償還利子の減でございます。

以上で歳出の説明を終わります。

歳入の説明をいたしますので、簡水6ページにお戻りください。2歳入でございます。1款分担金及び負担金でございますが、消火栓工事負担金及び下水道料水域の交換を負担金でございまして、それぞれ工事費等の確定に伴います精査でございます。2款使用料及び手数料でございますが、水道使用料、水道手数料ともに平成28年度の決算額、平成29年度の確定額等をベースに決算見込みを立てまして見積もっております。7ページにまいります。5款繰越金でございますが、平成28年度の収支決算で生じた余剰金につきまして、全額を計上いたしております。6款諸収入でございますが、消費税還付金でございまして、確定申告によります精査でございます。7款町債でございますが、水道施設整備事業債でございます簡易水道事業の建設改良の確定等に伴いまして、財源であります地方債を整理したものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。簡水3ページにお戻りください。

第2表 地方債補正(変更)でございます。水道施設整備事業債補正前限度額5,140万円から290万円を減額し、4,850万円にしようとするものでございます。

以上で簡易水道事業特別会計予算の説明を終わります。

次に、議案第6号についてご説明をいたします。緑色の間紙の次のページをお開きください。

議案第6号は、平成29年度新ひだか町水道事業特別会計補正予算(第3号)でございます。平成29年度新ひだか町の下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,872万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億1,536万3,000円にしようとするものでございます。第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正予算のとおりでございます。

第2条は、地方債の補正でございまして、地方債の変更は、第2表 地方債補正予算のとおり

でございます。

それでは、歳出の事項別明細書により説明をいたしますので、下水道9ページをお開きください。3 歳出でございます。1 款、1 項下水道費、1 目一般管理費では、1,174 万 4,000 円の追加でございます。事業目1 一般管理経費では、1,153 万 5,000 円の追加でございますが、下水道使用料徴収事務負担金でございます。水道事業会計に依頼しております聴取事務について係る事務経費の執行整理に伴い、負担金が追加されたものでございます。また、消費税及び地方消費税でございますが、確定申告に伴いまして、納付すべき金額が増えましたので、追加するものでございます。2 目施設管理費は、執行整理でございますので、説明は省略をさせていただきます。11 ページにまいります。3 目下水道建設費は、4,826 万 5,000 円の減額でございます。執行整理のほか、事業目

1 公共下水道整備事業及び事業目2 特定環境保全公共下水道整備事業とも、補助事業費の採択減や事業費調整、事業費の確定等に伴います事業費の精査でございます。12 ページ、2 款、1 項公債費、2 目利子でございますが、414 万 4,000 円のを減額でございます。平成28年度発行債の期日の減に伴います償還利子の減額でございます。

以上で歳出の説明を終わります。

次に歳入の説明をいたしますので、下水道6ページにお戻りください。2 歳入でございます。1 款分担金及び負担金、及び、2 款使用料及び手数料につきましては、前年度の決算額、平成29年度の確定額をベースに決算見込みを立てまして見積もってございます。7 ページにまいります。3 款国庫支出金でございますが、事業費の執行状況に基づきまして、確定したものは確定額を、未確定のものは事業費の見込みを積算しまして、補助率を乗じて見積もってございます。5 款繰越金でございますが、平成28年度の収支決算で生じた余剰金につきまして、全額計上してございます。8 ページ、6 款諸収入でございますが、公共下水道施設使用負担金ほか、執行見込みについて予算計上してございます。7 款町債でございますが、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の建設事業費等の確定などに伴いまして、財源でございます地方債を整理したものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。下水道3ページにお戻りください。

第2表 地方債補正(変更)でございます。公共下水道事業債補正前限度額2億 0,460 万円を1億 7,640 万円に、特定環境保全公共下水道事業債補正前限度額1,120 万円を1,030 万円にし、地方債の総額2億 1,580 万円から2億 2,910 万円を減額し、1億 8,670 万円にしようとするものでございます。

以上で下水道事業特別会計予算の説明を終わります。

次に議案第7号についてご説明をいたします。オレンジ色の間紙の次のページをお開きください。

議案第7号は、平成29年度新ひだか町介護サービス事業特別会計補正予算(第5号)でございます。平成29年度新ひだか町の介護サービス事業特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,015 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億 8,269 万 2,000 円にしようとするものでございます。第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並

びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正のとおりでございます。

それでは、歳出の事項別明細書よりご説明をいたします。介サ12ページをお開きください。3歳出でございます。1款、1項特別養護老人ホーム費、1目静寿園運営費、13ページにまいりまして、2目蓬萊荘運営費、16ページにまいりまして、2款、1項、1目老人保健施設費につきましては、事業の執行整理でございますので、説明は省略させていただきます。18ページにまいりまして、3款、1項居宅介護サービス費、1目静内居宅介護サービス事業費では、67万円の減額でございます。執行整理のほか、一般会計繰入金でございますが、サービス費収入や事務事業費の執行整理に伴いまして、一般会計に繰り出す金額を減額してございます。2目みつし居宅介護サービス事業費、19ページにまいりまして、4款、1項訪問介護サービス費、1目訪問介護サービス事業費、20ページにまいりまして、5款、1項通所介護サービス費、1目給食介護サービス事業費につきましては、執行整理でございます。説明は省略をさせていただきます。

以上で歳出の説明を終わります。

次に歳入の説明をいたしますので、介サ5ページにお戻りください。2歳入でございます。1款サービス収入でございますが、この5ページから7ページまでとなります。前年度の決算額及び本年度の確定額、施設の稼働率やサービス利用者の数などをベースといたしまして、決算見込みを立てまして見積もってございます。8ページにまいります。2款繰入金でございますが、本会計は基幹となる収入のサービス費収入だけでは、会計を維持することが困難な状況であることから、一般会計繰入金で収支調整を図っており、収入支出の精査により、財源調整を一般会計繰入金で行ってございます。3款繰越金でございますが、平成28年度の収支決算で生じた余剰金につきまして、全額計上してございます。4款諸収入でございますが、この8ページから10ページまでとなります。各介護サービスにより生じた収入につきまして精査を行い、見積もったものでございます。10ページにまいります。5款寄附金でございますが、予算の取りまとめの時期までに確定いたしました金額につきまして、追加計上したものでございます。

以上で介護サービス事業特別会計補正予算の説明を終わります。

これで私からの説明は終わりますが、議案第8号及び9号につきましては、担当課長、事務長よりご説明がでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(細川勝弥君) 野本上下水道課長。

○上下水道課長(野本武俊君) ただいま上程されました議案第8号、平成29年度新ひだか町水道事業会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

第1条は、総則となりまして、平成29年度新ひだか町水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第2条は、業務予定量の補正となりまして、平成29年度新ひだか町水道事業会計予算第2条に定めた業務予定量を次のとおり補正するものです。(1)給水戸数では、30戸増の9,000戸に、(2)年間給水量では、2万2,140立方メートル増の170万5,740立方メートルに、(3)1日平均給水量では、60立方メートル増の4,670立方メートルに、(4)主要な建設改良事業では、それぞれの三つの事業について、事業料の確定に伴い、イ 水道管路耐震化等推進事業では、1,296万7,000円を減額し、4,053万3,000円に、ロ 基幹水道構造物耐震化事業は、934万5,000円を減額し、4,285万5,000円に、ハ 水道未普及地域解消事業は、118万3,000円を減額し、7,811万7,000

円とするものです。

第3条は、収益的収入及び支出の補正がありまして、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額、次のとおり補正するものです。収入では、第1款水道事業収益に1,064万9,000円を追加し、4億5,708万7,000円にするもので、第1項営業収益に595万5,000円を追加し、3億9,314万9,000円に、第2項営業外収益に469万6,000円を追加し、6,393万8,000円に、第3項特別利益では、2,000円を減額し、0円にするものです。支出では、第1款水道事業費用に1,199万9,000円を追加し、3億9,735万8,000円にするものです。第1項営業費用に1,142万2,000円を追加し、3億4,781万5,000円に、第2項営業外費用に57万6,000円を追加し、4,939万2,000円に、第3項特別損失に1,000円を追加し、15万1,000円にするものです。1枚おめくりください。

第4条は、収益的収入及び支出の補正となりまして、予算第4条本文括弧書きを改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,610万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額649万6,000円、減債積立金4,000万円、建設改良積立金5,000万円及び過年度分損益勘定留保資金4,960万9,000円で補てんするものがございます。収入では、第1款資本的収入に1,619万3,000円を減額し、1億2,917万3,000円とするもので、第1項企業債では、1,000万円を減額し、5,300万円に、第2項負担金では、160万6,000円を減額し、194万4,000円に、第3項繰入金では、36万1,000円を減額し、3,459万7,000円に、第4項補助金では、402万6,000円を減額し、3,963万2,000円に、第5項補償金では、24万円を減額し、0円にするものです。支出では、第1款資本的支出は、2,932万5,000円を減額し、2億7,527万8,000円にするものです。第1項建設改良費では、2,932万5,000円を減額し、1億7,412万4,000円にするものです。第5項企業債の補正となりまして、予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正するもので、緊急時給水拠点確保等事業債では、1,000万円を減額し、3,500万円に、合計で5,300万円とし、利率については変更はございません。

第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正となりまして、予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正するものです。(1)職員給与費では、11万2,000円を減額し、5,613万2,000円にするものです。次のページをごらんください。

第7条は、他会計補助金の補正となりまして、予算第8条に定めた一般会計または他の特別会計からの補助金等の金額を次のとおり補正するものです。(2)三石地区簡易水道給水区域内の検針業務に要する経費に対する負担金として、2万7,000円を減額し、132万8,000円に、(3)公共下水道使用料の賦課及び徴収事務に要する経費に対する負担金とし、484万円を追加し、2,399万8,000円に、(7)給水区域内水道未普及地域の給水管接続に要する経費に対する繰入金として、36万2,000円を減額し、169万5,000円にするものです。

第8条は、利益余剰金処分の補正となりまして、予算第9条に定めた利益余剰金の処分額を次のとおり補正するものです。平成29年度、当年度純益額5,323万2,000円となる予定であることから、水道設置条例に基づき(3)利益積立金を28万6,000円減額し、23万1,000円に補正するものです。恐れ入ります。水道の1ページをお開きください。

平成29年度新ひだか町水道事業会計予算実施計画となります。こちらは、収益金収入及び支出の目別の総括となります。水道の2ページをお開きください。

こちらは、資本的収入及び支出の目別の総括になります。これらにつきましては、次ページ以降の事項別明細書で説明いたしますので、お目通しをお願いいたしまして説明を省略させていただきます。水道の4ページをお開きください。第1款水道事業費用、第1項営業費用、1目原水及び浄水費では、80万3,000円を減額し、847万7,000円にするものです。神森浄水場の取水設備の維持管理経費として、3月までの事業量の見込みを立て精査し、不足する分については増額をし、このほか事業等確定したものについては執行整理を行ってございます。次に、2目配水及び給水費では、1,266万3,000円を追加し、1億1,860万6,000円にするもので、配水池及びポンプ施設、並びに、排水管等施設に係る維持管理経費として、3月までの見込み分を精査し、職員1名分の人件費とポンプ室等の施設の電気及び各種ポンプ稼働に伴う動力費などの執行整理で、修繕料につきましては、真歌ポンプ室2号送水ポンプの不具合による修繕などで、682万3,000円を、材料費では、平成30年度に交換する量水器を前倒しで購入するもので513万1,000円を追加するものです。次の水道の5ページに移ります。3目総係費では、222万7,000円を減額し、6,419万9,000円にするものです。水道料金の賦課徴収事務及び企業会計事務に係る経費でありまして、職員4名分及び嘱託職員に係る人件費などの執行整理となります。4目減価償却費では、平成28年度決算における建設改良費の確定により14万7,000円を減額し、1億5,394万8,000円にするものです。5目資産減耗費では、193万6,000円を追加し、258万5,000円にするものです。真歌地区老朽管更新に伴う送水管の一部除却及び真歌ポンプ室2号ポンプの取りかえに伴う整理となります。第2項営業外費用ですが、1目支払利息及び企業債取扱諸費では、企業債の利率確定により35万1,000円を減額し、3,181万1,000円にするものです。2目消費税です。3月補正により事業費仮見込みにより、消費税納付額が131万2,000円の追加となり、1,212万7,000円にするものです。3目雑支出ですが、先ほどの消費税の説明と同様に、特定収入仮払消費税が本年3月補正により事業費仮見込みによりまして38万5,000円を減額し、545万4,000円にするものです。第3項特別損失ですが、1目過年度損益修正損では、1,000円を追加し、15万1,000円にするもので平成28年度水道料金の漏水認定6件分の料金減額に係るものです。恐れ入ります、水道の3ページにお戻りください。収益的収入になります。第1款水道事業収益、第1項営業収益、1目給水収益ですが、603万2,000円を追加し、3億8,809万6,000円にするもので、水道料金が当初予想より、りゅうしゅう？水量の増加が見込まれることから、608万2,000円の追加で、減額分につきましては、損失水道料金の執行整理となります。2目その他営業収益では、対象となる修繕工事負担金が発生しませんでしたので、5万円を減額し、86万8,000円に、3目他会計負担金では、水道メーター検針業務負担金の執行整理となります。第2項営業外収益、1目受取利息及び配当金では、4万2,000円を追加し、65万6,000円にするものです。3目長期前受金戻入では、18万5,000円を減額し、3,688万8,000円するもので平成28年度決算建設改良費確定を受け、減価償却と連動することから、先ほど説明した歳出の減価償却と同様に整理を行うものです。4目雑収益では、483万9,000円を追加し、2,405万6,000円にするもので、検満メーターの取替件数の増加、及び、平成30年度に交換する浄水器を一部前倒しで購入したことにより、追加となります。第3項特別利益、1目過年度損益修正益では、対象となる水道料金が発生しなかったため、2,000円を減額するものです。水道の7ページをお開きください。第1款資本的支出、第1項建設改良費、1目配水施設改良費ですが、2,932万5,000円を減額し、1億7,412万4,000円するもので、委託料で97万円の減額、工事費で2,835万4,000円を減額するもので、事



業量の確定による執行整理となり、また、公共下水道関係配水管移設工事及び町道改良工事に伴う配水管移設工事につきましては、対象となる工事が発生しなかったため、減額補正となります。水道の 6 ページにお戻りください。第 1 款資本的収入、第 1 項企業債から第 5 項補償金まで、すべて資本的支出の建設改良費確定に伴いまして、執行整理を行っており、第 1 項企業債では 1,000 万円を減額し、5,300 万円に、第 2 項負担金では、160 万 6,000 円を減額し、194 万 4,000 円に、第 3 項繰入金では、36 万 1,000 円を減額し、3,459 万 7,000 円に、第 4 項補助金では、402 万 6,000 円を減額し、3,963 万 2,000 円に、第 5 項補償金では、対象となる工事がありませんでしたので、2,020 万円の減額となります。次の水道の 8 ページから 9 ページにかけては、給与費明細書。水道の 10 ページは、平成 29 年新ひだか町水道事業予定キャッシュフロー計算書。次の 11 ページから 12 ページにかけては、平成 29 年度新ひだか町水道事業予定損益計算書。次の 13 ページから 14 ページにかけては、平成 29 年度新ひだか町水道事業予定貸借対照表となりますので、お目通しをお願いいたしまして、説明を省略させていただきます。

以上で議案第 8 号平成 29 年度新ひだか町水道事業会計補正予算(第 3 号)の説明といたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(細川勝弥君) 佐伯三石国民健康保険病院事務長。

○三石国民健康保険病院事務長(佐伯 君) ただいま上程されました議案第 9 号、平成 29 年度新ひだか町病院事業会計補正予算(第 4 号)につきましてご説明申し上げます。

第 1 条は、総則でございまして、平成 29 年度新ひだか町病院事業会計の補正予算(第 4 号)は、次に定めるところによる。

第 2 条は、業務の予定量の補正でございまして、平成 29 年度新ひだか町病院事業会計予算第 2 条に定めた業務予定量を次のとおり補正するものでございます。(1)年間取扱延患者数の入院は、1,380 人減し、2 万 7,435 人。外来は、8,511 人を減し、6 万 5,866 人。(2)1 日平均患者数の入院は、3.7 人減し、75.2 人。外来は、35 人を減し、271.1 人にしようとするものです。

第 3 条は、収益的収入及び支出の補正でございまして、予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。収入では、第 1 款病院事業収益は、1,871 万 2,000 円を追加し、18 億 9,410 万 5,000 円に。第 1 項静内医業収益は、229 万 6,000 円を減し、9 億 7,190 万 3,000 円に。第 2 項静内医業外費用収益は、3,358 万 7,000 円を追加し、3 億 5,415 万 6,000 円に。第 3 項静内介護給付費収益は、2 万 2,000 円を減し、9 万 8,000 円に。第 4 項静内特別利益は、105 万 6,000 円を減し、194 万 4,000 円に。第 5 項三石医業収益は、2,316 万円減し、3 億 7,982 万 3,000 円に。第 6 項三石事業外収益は、1,237 万 2,000 円を追加し、1 億 8,589 万 4,000 円に。第 7 項三石特別利益は、71 万 3,000 円を減し、28 万 7,000 円にしようとするものです。次ページをお開き願います。支出では、第 1 款病院事業費用は、1 億 8,071 万 2,000 円を追加し、18 億 9,410 万 5,000 円に。第 1 項静内医業費用は、2,749 万 3,000 円を追加し、12 億 7,103 万 5,000 円に。第 2 項静内医業外費用は、321 万 1,000 円を追加し、5,455 万 7,000 円に。第 3 項静内特別損失は、49 万 1,000 円を減し、250 万 9,000 円に。第 4 項三石医療費用は、1,215 万 2,000 円を減し、5 億 6,120 万 9,000 円に。第 5 項三石医療外費用は、65 万 1,000 円を追加し、379 万 5,000 円にしようとするものです。

第 4 条は、資本的収入及び支出の補正でございまして、予算第 4 条に定めた資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正する。資本的収入額が資本的支出に対し不足する額 7,927 万

4,000 円は、過年度損益勘定留保資金 7,927 万 4,000 円で補てんするものとする。収入では、第 1 款資本的収入は、150 万円を減し、1 億 2,987 万 9,000 円に。第 2 項静内企業債は、64 万円を減し、940 万円に。第 4 項三石企業債は、90 万円を減し、910 万円にしようとするものです。支出では、第 1 款資本的支出は、197 万 7,000 円を減し、2 億 0,915 万 3,000 円に。第 1 項静内建設改良費は、49 万 7,000 円を減し、950 万 3,000 円に。第 3 項三石建設改良費は、148 万円を減し、1,214 万 9,000 円にしようとするものです。

第 5 条は、企業債の補正でございまして、予算第 5 条に定めた起債の限度額を次のとおり補正するものです。地方債の補正の変更で、起債の目的は、医療機器等の購入費を企業債で補正前の限度額 2,000 万円から。補正後の限度額を 1,850 万円とするものです。なお、利率の補正についてはございません。次ページをお開き願います。

第 6 条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正でございまして、予算第 8 条に定めた経費の金額を次のとおり補正するものです。(1) 職員給与費は、691 万 6,000 円を減し、10 億 6,582 万 8,000 円に。(2) 公債費は、2,000 円を減し、64 万 8,000 円にしようとするものです。

第 7 条は、他会計からの補助金の補正でございまして、予算第 9 条中 4 億 1,635 万 6,000 円を 4 億 1,709 万 2,000 円に改めるもので、第 8 条は、棚卸資産購入限度額の補正でございまして、予算第 10 条中 2 億 1,199 万 5,000 円を 2 億 2,331 万 4,000 円に改めるものです。それでは、収益的収入及び支出の明細について、ご説明申し上げますので、病院事業会計 6 ページをお開き願います。支出からご説明申し上げます。1 款家病院事業費用、1 項病院事業費用、1 目給与費は、474 万 2,000 円の減額で、内容につきましては、人件費によるものでございまして、説明は省略させていただきます。2 目材料費は、2,051 万 8,000 円の追加で、検査等の増加に伴う薬品等の増額となっております。3 目経費は、1,391 万 1,000 円の追加で、次ページにもなりますが、暖房用燃料の単価の変動による増、臨床検査件数の増加による委託料に追加とあわせて、執行整理を行っております。8 ページをお開き願います。4 目減価償却費、5 目資産減耗費、6 目研究研修費については、いずれも実績に合わせた整理を行っております。2 項静内医療外費用、1 目支払利息及び企業債取扱諸費、2 目消費税及び地方消費税は、いずれも実績に合わせた調整と整理を行うものでございまして。3 目雑損失は、291 万円の追加で、借受仮払消費税の差額の調整と整理を行うものでございまして。3 項静内特別損失、1 目過年度損益修正損は、49 万 1,000 円の減額で、実績に合わせた調整を行うものでございまして。4 項三石医業費用、1 目給与費は、424 万 8,000 円の減額で、内容につきましては、人件費の整理でございまして、説明は省略させていただきます。9 ページをお開き願います。2 目材料費は、1,022 万 8,000 円の減額でございまして、実績に合わせた調整整理を行っております。3 目経費は、178 万 5,000 円の追加で、次ページに及びますが、暖房用燃料の単価による増などをあわせ、執行残の整理を行っております。10 ページをお開き願います。4 目減価償却費、5 目資産減耗費、6 目研究研修費は、いずれも実績に合わせた調整と整理を行うものでございまして。5 項三石医療外費用、1 目支払利息及び企業債取扱諸費、2 目患者外給食材料費は、いずれも実績に合わせた調整と整理を行うものでございまして。4 目雑損失は、借受仮払消費税について、計上を行うものでございまして。

以上で、収益的支出の説明を終わります。続いて収入を説明しますので、4 ページにお戻りください。

収入でございますが、1款病院事業収益につきましては、1,871万2,000円の追加でございます。1項静内医業収益につきましては、12月末現在における実績により計上したものでございまして、229万6,000円の減額で、内訳としましては、1目入院収益は、278万2,000円の減額。2目外来収益は、212万7,000円の追加、3目その他医療費用は、164万1,000円の減額で、いずれも入院費用、入院収益及びその他収益においては、当初予算において設定した収益額に及ばない見込みとなったため減額しようとするもので、外来収益においては、当初の見込みより5パーセント程度患者数が増えたことによる増額となるものです。2項静内医業外収益、目受取利息は、18万6,000円の追加。2目他会計補助金は、545万6,000円の追加で、一般会計からの繰出基準内補助金は、12万5,000円の増。繰出基準以外の補助金は、533万1,000円の増となっております。3目長期前受金戻入では、16万2,000円の減額。4目その他医療外収益は、2,810万7,000円の追加で、主なものとしましては、次ページに及びますが、新冠町との医療連携で発生する婦人科運営負担金と病棟運営負担金の前年度分の精算及び本年度分の概算額について調整のうえ計上しております。3項静内介護給付費収益、1目居宅介護サービス費収益は、2万2,000円の減額。4項静内特別利益、1目過年度損益修正益は、105万6,000円の減額としております。5項三石医業収益につきましては、12月末現在における実績により計上したものでございまして、2,316万円の減額で、内訳としましては、1目入院収益は、868万7,000円の減額。2目外来収益は、1,114万8,000円の減額。3目その他医業収益は、332万5,000円の減額でございまして、いずれも当初の設定より患者数が減ったことによる減額でございます。6項三石医業外収益、1目受取利息は、5,000円の減額。2目他会計補助金は、472万の減額で、一般会計からの繰出基準内補助金468万4,000円の減と、国保会計からの補助金の3万6,000円の減となっております。3目長期前受金戻入は、74万4,000円の増。4目その他医業外収益は、1,635万3,000円の追加で、主なものとしましては、静内病院と同様に病棟運営負担金について、調整のうえ計上しております。7項三石特別利益、1目過年度損益修正益は、71万3,000円の減額となっております。

以上で、収益的収入の説明を終わります。引き続きまして、資本的収入及び支出明細書でご説明申し上げますので、11ページをお開き願います。

下段の支出からご説明申し上げます。1款資本的支出、1項静内建設改良費、1目資産購入費、3項三石建設改良費、1目資産購入費、2目建設改良費は、いずれも執行残の整理を行うものでございます。続きまして上段の収入でございますが、1款資本的収入、2項静内企業債、1目企業債、2項三石企業債、1目企業債は、いずれも事業費の確定に伴うものでございます。なお、1ページから3ページは予算実施計画書、12ページは給与費明細書。13ページは予定キャッシュフロー計算書、14から15ページは予定貸借対照表でございますが、お目通しをいただき説明は省略させていただきます。

以上で、平成29年度新ひだか町病院事業会計補正予算（第4号）の説明といたします。

ご審議のほどよろしく願います。

○議長（細川勝弥君） 暫時休憩いたします。10分程度休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

---

再開 午後 2時14分

○議長（細川勝弥君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。さきに議案第2号、平成29年度新ひだか町一般会計補正予算（第7号）の歳出からページごとに行います。よろしいですか、はい。

では、歳出45、46ページありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(細川勝弥君) 47、48ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(細川勝弥君) 49、50ページ。はい。

13番、福嶋君。

○13番(福嶋尚人君) 50ページの最後の男女共同参画推進事業。講師謝礼で5万円の減額となっていますけど、予算がない中で5万円の講師謝礼が減額になっているのは、事業費として予定の事業をしなかったのか、それとも何か理由があるのか、これについて教えてください。

○議長(細川勝弥君) 柴田企画課主幹。

○企画課主幹(柴田 隆君) はい、お答えいたします。

この男女共同参画推進事業につきましては、以前からご説明しておりますとおり、啓発事業を繰り返し続けております。今年度も当初ですね、セミナー等の開催を考えていたんですが、今年、警察署のほうから合同のDVの啓発活動をやらないかというお声かけがありまして、11月にイオン静内のほうでDVの啓発活動をやらさせていただきました。

それに加えまして、町広報の2月25日号のほうにもDVの啓発特集記事を載せまして、周知を図っております。結果として、2度ほどの啓発活動をやったんですが、経費が発生しなかったということでございます。

○議長(細川勝弥君) 13番、福嶋君。

○13番(福嶋尚人君) 警察との合同かもしれないんですけども、男女共同参画の事業として、ちょっと違うような感じもするんですね。やるのはいいんですよ。ただ、今その説明の事業が男女共同参画推進事業として、どうかなってちょっとあるんで、もう少しその事業についてですね、詳しく説明してください。やったことについて。

○議長(細川勝弥君) 柴田企画課主幹。

○企画課主幹(柴田 隆君) 詳しい内容ということでございますけれども、わが町の男女共同推進事業につきましては、さまざまな項目があるんですが、近年では、DV対策の部分に力を入れてやっております。現実、我が町の役場のほうにご相談に来る案件の多くもDV被害に関するものが増えてきております。そういう意味で、近年この部分の意識啓発を力を入れてやっております。今年、セミナー等の講師を呼んでやる啓発事業ではなく、イオン静内による啓発活動をやらさせていただきましたと、いうことでございます。

○議長(細川勝弥君) よろしいですか。

では、次に行きます。51、52ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(細川勝弥君) 53、54ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(細川勝弥君) 55、56ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(細川勝弥君) 57、58 ページ。  
[「なし」と言う人あり]

○議長(細川勝弥君) 59、60 ページ。  
[「なし」と言う人あり]

○議長(細川勝弥君) 61、62 ページ。  
[「なし」と言う人あり]

○議長(細川勝弥君) 63、64 ページ。  
[「なし」と言う人あり]

○議長(細川勝弥君) 65、66 ページ。  
[「なし」と言う人あり]

○議長(細川勝弥君) 67、68 ページ。はい。

13 番、福嶋君。

○13 番(福嶋尚人君) 68 ページの町民保養施設管理経費で、冷水井戸点検業務委託が湯量有料の減少だったんですけども、これについてですね、その結果、回復するような井戸の移動のことができるようになったのか、これについてちょっと?????ください。

○議長(細川勝弥君) 米田福祉課長。

○福祉課長(米田和哉君) 去年の春なんですけども、お湯の上がってくる量が減ってきたということで、この点検をやりまして、真下に筒抜けている汲み上げる木なんですけども、そこに汚れがついたってということで、その原因がわかりましたので、それを取り除いたら、だんだん元の湯量に戻ってきたという現状になってます。

○議長(細川勝弥君) よろしいですか。  
はい、次行きます。69、70 ページ。  
[「なし」と言う人あり]

○議長(細川勝弥君) 71、72 ページ。  
[「なし」と言う人あり]

○議長(細川勝弥君) 73、74 ページ。  
[「なし」と言う人あり]

○議長(細川勝弥君) 75、76 ページ。  
[「なし」と言う人あり]

○議長(細川勝弥君) 77、78 ページ。  
[「なし」と言う人あり]

○議長(細川勝弥君) 79、80 ページ。  
[「なし」と言う人あり]

○議長(細川勝弥君) 81、82 ページ。

20 番、川合君。

○20 番(川合 清君) 保険衛生総務費の 22 補償補填及び賠償金のところで、医療技術者等資金貸付金免除に係る補てん金っていうのがあるんですけど、どういうことなんですか。何人分なんですか。ちょっと教えてください。

○議長(細川勝弥君) 伊藤健康推進課長。

○健康推進課長(伊藤信夫君) はい。ただいまの補填補償の関係ですけれども、医療技術者、中身としましては、看護師さんが3名分です。月額5万円で12カ月分、60万になるんですけれども、その60万が3名分。町内の医療機関で勤務したことによって、その分が免除されるという内容です。

歳出で見て、その分、歳入でも見込んでいるという中身いいです。

○議長(細川勝弥君) よろしいですか。はい。

20番、川合君。

○20番(川合 清君) 要するに貸付金の返還の義務を、我が町で看護師やってるから免除しますよと、返してもらわなくても結構です。それをここで穴埋めすると、こういうことなんでしょ。もう少しわかるような日本語書いてもらわないと困るな。

○議長(細川勝弥君) よろしいですね。

はい。次いきます。83、84ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(細川勝弥君) 85、86ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(細川勝弥君) 87、88ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(細川勝弥君) 89、90ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(細川勝弥君) 91、92ページ。

4番、川端君。

○4番(川端克美君) 91ページの農業振興事務経費の中の負担金補助及び交付金なんですけれども、この中でですね、新ひだか町の大雪農業対策補助金300万円ですね。これについてはですね、2月5日、6日の大雪だったと思うんですけれども、これに関する説明っていうのは、一切ない。で、どういう対策をとっていくのか、という説明も全くないです。それでこの雪害対策について、概要を説明お願いしたいというふうに思います。

○議長(細川勝弥君) 関連ですか。

3番、渡辺君。

○3番(渡辺保夫君) ほとんど聞く内容は似てるんですけど、要するにこの300万の事業のうち、進捗状況、今どんなふうになってるか。で、これ、繰越かける分はどれくらいになるのか、それも追加してお願いします。

○議長(細川勝弥君) 秋山農政課長。

○農政課長(秋山照幸君) 行政報告の中でも一部、農業被害があったという部分についてご報告。

今回の大雪の被害については、2月21日付の部分でご報告させていただきましたけれども、農業被害として96件ありまして、それで静内地区におきましては、42件246棟の被害があったと。そのうち畜舎、これはについては、7件11棟が被害があったということです。三石地区につきましては、54件、54戸っていうことですね。171棟の被害があって、その内畜舎につきましては、9件10棟ということでございまして、被害額につきましては行政報告にさせていただきましたとおりこういうことございます。被害につきましては、そのようなことございますが、この被害発生からですね、これまでの対応等につきましては、池田議員、そして下川議員からのご質問があ

るんですが、どこまで言えばよろしいのでしょうか。

○議長(細川勝弥君) では、休憩しますか。いいですか、はい。

秋山農政課長。

○農政課長(秋山照幸君) 対策につきまして申し上げますと、2月5日に記録的な大雪が降りまして、町としましては、本部立ち上げた日としましては、8日の午前9時ということでございまして、その翌日付で、実は両農協、静内三石それぞれの農協さんのほうから、どのようなこと、要望があるのっていうような部分でご要望書をいただいてございます。それらについてざっくり申し上げますと、まず、大きく三つに分かれているものと私としては考えております。一つは、まずこれだけの記録的な大雪があったこの対する除雪ですね。これをまずしてほしいと。次に、その後再建というか、また設置するうえで必ず必要なその撤去ですね、解体撤去。これに係る分。最後に、実際にハウス等を構築するための設置。この三つについてですね、とにかく被害に遭われた件数も80戸、90戸にわたっておりますし、被害額も今新聞等によりますと、9億、10億という話もありますので、広域そして規模が大きいというようなことでございまして、私どもとしましては、できるだけ速やかに対策しなければならないということで、町としての部分は当然ですけれども、国ですとか、北海道ですとか、そういった関係機関、団体、そして、関係先、議員の皆さんですとか、国会議員、道議員、こちらのほうに入ってこられた議員の皆さん含めですね、いろいろ要請活動をしてきたところでございます。そういった中で、町としていち早くしなきゃならない部分としての除雪ですとか、あるいは撤去、これらにまずは集中的に取り組もうというようなことで、人的な支援、これらにつきまして、例えば町の職員でいきますと、2月17日から2週間ということで支援をさせていただくというような動きがございました。それ以外でも、2月11、12日につきましては、担当課のほうで現場に入らせていただいたり、そのほか、これだけの規模が大きい中では、やはり人数かけて支援いただかないと、なかなかというようなことで、自衛隊のボランティア団体さんがあって、そちらのほうから支援させていただきねっていうお話がありまして、それにつきましてありがたいとお受けしまして、お願いをし、2月22日から24日まで、100坪180人程度のボランティアの方が入っていただいております。そのほかですね、今月につきましては、社協さんが中心となって、全道にボランティアを呼びかけていただくということしていただいております。予定としましては、3月17、18、19日の3日間と24、25日、土日、土日、月曜日も入りますけれども。この5日間、确实100名規模ということで募集をさせていただいておるところでございます。あと、まだまだ申し上げなければいけないことがあると思うんですけども、それで現場どうなってるって話ですね。関連で今、ご質問あったところでございますけれども、地元の農協のほうで被災を受けた農家さんのほうに直接入って、今後のその営農に係る移行ですね。ハウスをどうしたいのと、あるいは被害をどうしたいのというお話を聞いているようでございまして。例えば、静内地区なんかでは、新規就農した農家さん4戸。ここが被災を受けました。そんなことで、1日でも早く再建をしなきゃならないだろうというようなことで、本部会議の中でもあったんですが、やはりこの機械力、重機を入れて、早いとこ現場のハウスの解体そして撤去、これを進めないといけないというような話があってですね、それらのことを、地元の要望等を受けて、町としていち早くその後の補正、今回の補正を予算計上させていただいてるということでございます。現場につきましては、ざっくり数字で申し上げますと、被害を受けた棟数的には大体400頭ぐらいですね。現状で400頭ぐらいありまして、そのうち何

とか機械力を含めて、何とかしてほしいんだっていうところが、約3割にあたる125棟。これらの部分で要請がございまして、そのうち要請があった分の65%程度、ほぼ完了と。ただ、議員の皆さんのご案内の？とおおり、これだけの大雪でございまして、例えば、パイプというのは、パイプはとれても、切れても、その内側に雪がこうまだ残っているということで、その上に雪が乗っかって、ビニールがあって、雪が乗っかって、そこを機械力をもって本当に早くやりたいって、やれるだろ、っていう思いでやってたんですね。それが現場に入りますと、その全然もう思うようにいなくて、これはもうちょっと雪解けを待たないと進まないな、というようなことでわかってきたところでございます。ですから、当初補正予算をあげさせていただく考え方としては、4トンの重機で75日分ぐらい、1日あたり4万円程度のリース料という話があったもんですから、両地区併せて75日程度分あれば何とかしているのではないかと、当面そのような考えでもって300万をこのたび計上させていただいているというところでございます。しかしながら、それを実際に現場にすぐ入れたんですけど、一番早い部分として静内地区の東別地区に2月19日から重機が入ってございます。その後、現在も地区的には、田原地区そちらのほうに入って、東別地区につきましては、ほぼ撤去については終わってございます。残すところは先ほど私申し上げたとおり、ハウスの中の雪が乗っかっている部分のビニールを、ビニールプラスそこにまた鋼材が入ってございまして、それらの撤収ですとか、分別ですとか、そこら辺がまだ残ってございます。ですから、機械力を入れて、やれるところまではやってるんですが、完璧に更地になったってことではないんですね。そういったところは、まだ残っていると。手をかけているところを、あるいは支援要請あった部分につきましては、申し上げたとおり、65パーセントぐらい終わっているんですが、これを今回約400棟ぐらいの被害があって、全体で見ますとまだ2割程度しか終わっていないというのが実情のようでございます。支援要請をされない農家さんにつきましては、各自自分でやるからいいよと。機械じゃなくて、部品とか自分で取りたいからいいよとか、あるいはこれだけの被害受けたんで、自分の年齢あるいは後継者等々のこと考えて、ちょっとどうしようかなって迷っている方、あるいはその国、あるいは道の、あるいは町等の支援策が出る。これを見て、どうしようか、こうしようかという方もいるようでございます。先ほどざっくり申し上げましたけれども、今のところは一段落というか、人的な支援の部分につきましては、今週の日曜日ぐらいで1回本部の組織が入るっていうことはちょっとストップしてまして、もうちょっと雪解けが進むというか、暖かくなるところを待って、先ほど申し上げました社協さん中心のボランティアが入っていただくとか、これらの動きに合わせて公募を再開するとか、その間、農家さんにつきましては、それぞれの自分の圃場の作付の準備は、怠っていないわけで、それはそれでされてるわけです。その天気、雪解けをにらみながら、今進めてきているとゆうような状況でございます。

○議長(細川勝弥君) 4番、川端君。

○4番(川端克美君) 大変こう聞き方がまずくて、あとに一般質問をされる方にご迷惑かけてるようなんですけども。その300万の内容というのは、重機代だけということなんですね。そのことを一つ確認とですね、今の課長の答弁の中で除雪とか、撤去再建、それからまたさらにハウスを設置していくということが農家のほうのこれからの考えていくこととしてはあるというお話もされていたんですけども、この補助金については、そういうことだとゆうことで支援っていうことについては、またさらに新年度になってから対策を考えていくとゆうことなんですか。支援については、この300万ですべて終わりってことなんですか。



○議長(細川勝弥君) 秋山農政課長。

○農政課長(秋山照幸君) ご質問に答えます。今回の300万の部分につきましては、とにかくまずはその再復旧復興に向けての第1歩。これを後押しするというか、支援することがまず最初に来るであろう。その間、人的支援ということで人が現場に入って行って、いろいろ作業をしているということで、その300万につきましては、当初その我々単独で決めたということではなくて、現場の要望等を踏まえて、やはり、例えば、降り出しになるかもしれませんが、新規に入ってこられた方につきましては、今年1年間何も作れないという話になると、収入の道がなくなるわけですね。営農だけじゃなくて生活も大変なっていくってことで、それで急いでやるためにはやっぱり機械の力が必要であろうと、重機が必要であろうということで考え方としては、当初の300万円については、重機1日あたりにすると4万円の75日程度とゆうようなことで考えておりますが、実際私どもこれだけの大規模な大雪の被害に遭ったことがない。農家さんも初めな方が多いんですが、実際に入ったら、なかなか機械力も通用しないというか、より効率的なこの形でできることはできるんですけども、そのすべてを機械力でできることができてないということもわかった中で、さらにこれだけ400棟規模のビニールハウスがあるということで、そのビニールハウスの処理費っていうんですか、これも結構膨大になってくると、こういったことに関する支援なんかも町のほうでお願いしたいなというようなお話も実際ございます。当面、今回あの300万で足りるかどうかというのは、まだよく状況的にはわからない状況でございます。ただ今後、例えば、土地がまっさらになったあとに、今度はハウスを建てたいというところで、その部分でどれだけ負担と言うか、生産者の負担を極力少なくしてほしいということで私ども要望書は、出しているということ、行政報告させていただいておりますけれども、例えば、新品のハウスを立てて、10棟中9棟も潰れてしまったところもあるようです。これをもう一度立てるっていう話になりますと、いわゆる二重債？みたいな話も出てきます。こういったことを含めて、私どもとしては、なんとか他の雪国、福井県の豪雨ですか、4メートル何ぼだとかと比較しますと、観測記録上では、40センチとかということで、10分の1程度なんですけど、もっと奥行きますと1メートルくらい降ったということもあるようなんですけど。何とかその生産者の負担を極力少ない中で再建に向けて、そして私どもとして考えなければならないのは、やっぱり産地が、ここまで成長した産地がおかしなことになると、衰退していくということだけは避けなきゃならないということは事あるごとに、皆さんに訴えるというか、させていただいてきてところで、北海道知事ですとか、北海道議会の皆さんもこちらのほうに見えられておりますし、国会議員の皆さんにも見えられてございますし、道議会議員の皆さんも見られている中で、何とかこの道を早く早く明らかにしてほしいというか、それを踏まえた中で町としてどういったことができるのか、よく精査した中で対応していかなくちゃならないものと考えてございます。

○議長(細川勝弥君) よろしいですか。

4番、川端君。

○4番(川端克美君) 課長のご説明はよくわかるんですけども、この300万については、撤去費用の経費を、重機の撤去費用を見たってことですよ。これからのことはちょっとあれですけども、また必要に応じて災害対策を、対策費を見ていく可能性っていうんですか、そういったことも考えていかなければならないとゆうことなんですよね。ちょっと確認だけ。

○議長(細川勝弥君) 秋山農政課長。

○農政課長(秋山照幸君) 私として、その300万を超える部分として、今後もその300万円の部分につきましては、その対象経費当初、その重機の分だけっていうような想定の中で計上した部分もありますが、実際に現場から上がってくる声っていうのは重機だけじゃなくてですね、再建に結びつけていくためには、それ以外先ほど申し上げたハウスビニールの処理だとか、そこら辺の経費なんかも何とか見てほしいなっていうようなお話がございますので、今後必要な検討をしていかなければならないと考えてるところでございます。

○議長(細川勝弥君) 5番、木内君。

○5番(木内達夫君) この300万円の撤去費用ですね。これは機械での導入ということなんですけども。それで私確認したいのは、しずない農協、これは機械を使って撤去、一躍始めた。東別の沢見ますと、西端三石地区ですね。そういう中でみついし農協の対応が、機械を入れないんだと。ということは、しずない農協とみついし農協の対応が違うということで、西端の農家の方が機械の導入を求めているも、それがなかなか農協のほうで導入しないでやるんだというようなことがあって、なかなか進まないということを知っているんですが、その対応の違いとどういうことなんですかね。そこだけ????。

○議長(細川勝弥君) 秋山農政課長。

○農政課長(秋山照幸君) 農協の対応がどう違うのかというところ、なかなか私としてどっちがいいとか、どっちが悪いとかっていうのは言いづらい話なんですけど、例えば静内地区なんかは、新規就農者がいるというようなことで、とにかく1日でも早く機械を使って、再建に向けなきゃいけないっていうようなお話が当初からあったっていう中で、機械使用を進めてきたというのはあると思います。ただ、私どもとしましては、対象経費として機械については、どいらの農協さんにも使っていただいて、農協さんが事業主体でやっていただいて構わないですよ。そして、生産者さんから早くやってくれて声があれば、何とかそういった補助があるので、それを含めて検討して、何とか前に進めてほしいんですよ、ということは申し上げさせていただいてるところではあります。

○議長(細川勝弥君) 5番、木内君。

○5番(木内達夫君) 確認です。結局、町では機械を導入して撤去する、ということについては、両農協に説明していると。現在の段階では、みついし農協としては、それはそういう法をとらないという考え方でいるということなんですか、その辺の確認だけさせてください。

○議長(細川勝弥君) 秋山農政課長。

○農政課長(秋山照幸君) みついし農協さんで全く重機を入れないっていうのは、聞いてはございません。ただ、静内地区の状況は、聞いたりなんだりしている中で、生産者からもっと機械を使ってやってくれて話があれば、みついし農協さんのほうでも検討はするものだという認識ではあります。

○議長(細川勝弥君) よろしいですね、はい。

では、次へ進みます。93、94ページ。

【「なし」と言う人あり】

○議長(細川勝弥君) 95、96ページ。

【「なし」と言う人あり】

○議長(細川勝弥君) 97、98ページ。

【「なし」と言う人あり】

○議長(細川勝弥君) 99、100 ページ。

3番、渡辺君。

○3番(渡辺保夫君) 分収造林事業で900万ちょっと予算落ちてるんですが、900万って言ったら、これ1事業を全くやめたってことですか、ちょっとこの中身説明してください。

○議長(細川勝弥君) 早瀬農林水産林務課参事。

○水産林務課参事(早瀬秀一君) 今の質問、ちょっと後ろのほうではっきりと聞こえなかったんですけども、すみません。分収造林事業の900万円の減額のことですよ。はい。

これにつきましては、まず、当時町で要望した事業料が減となりまして、そのなったことによる事業費の減が主でございます。その内容につきましては、主な大きな内容でございますけども、分収造林事業の中で、除間伐事業という事業がございます。除伐、間伐。これは当初、当町が要求してた面積が約12ヘクタールほど減となり、これが500万円ほど減と。それから、準備地拵えと言いまして、翌年の春に植栽する部分の前年の秋に準備で地拵えをするという事業がございます。これにつきましても、当初予定よりも面積が約4ヘクタール減ということによる、約250万円ほどの減。これらがトータルされまして、約900万円の減ということになってございます。

○議長(細川勝弥君) 3番、渡辺君。

○3番(渡辺保夫君) 減があるのはわかるんですけどもね。例えば、分収林の場合は相手がいる、町と翌年度からか年度当初かわからんけども相談しながらやって、かなり計画的にやる事業だと思っているものだから、その11ヘクタールも減るといのは、どういうことでそんなに面積減っちゃうんだろうかなという。

○議長(細川勝弥君) 早瀬農林水産林務課参事。

○水産林務課参事(早瀬秀一君) 町の予算の要求を出すのが10月いっぱいでございます。その当時に、当然計画的に例えば三石地区しか今この事業もやっておりませんが、川上地区に何ヘクタール、清瀬地区に何ヘクタールということで、当初要求は町にまずします。で、分収のほうに、12月末まで、中くらいだと思うんですけども、分収のほうにはまた、この当時ですから、平成29年度の予算を要求するのが12月半くらいです。事業料が確定されるっていうのが、翌年の4月の中くらいに、全道の会議がございます。その中で、分収のほうから新ひだか町さんは、計画がこう挙がってますけども、全道をならしますとお宅は今年はこれだけですというような形で、こちらで計画は組んで、要求はするんですけども、分収が全国的な事業でやっておりますので、その中での配分となってきますので、こういったことが起きるといことがございます。逆にお金がちょっと余ってますって時には、新ひだかさんやらないですかっていうことも過去にはございました。

そういうことで、答弁させていただきます。

○議長(細川勝弥君) よろしいですか、はい。質問される方は、何ページの何と言ってからお願いします。

次に進みます。101、102 ページ。

【「なし」と言う人あり】

○議長(細川勝弥君) 103、104 ページ。

【「なし」と言う人あり】

○議長(細川勝弥君) 105、106 ページ。  
[「なし」と言う人あり]

○議長(細川勝弥君) 107、108 ページ。  
[「なし」と言う人あり]

○議長(細川勝弥君) 109、110 ページ。  
18 番、下川君。

○18 番(下川孝志君) 109 ページの街路灯防犯灯管理経費のところなんですけど、ここでは金額が増えてますけども、1 件私のところにも相談があって市街地外では、例えば牧場がその町がやってくれないんで、外灯をつけてくれたけれども、景気の良いときはつけてくれたけど、だんだん維持する管理するのも大変なので、LEDに替えるときにそれを見てくださいかとか、町管理に移してもらえたらありがたいんですけどという話があったんですけども、今実際に町が把握している中で、自衛隊等がやってたときに、その寄附を受けて、民間から寄附を受けて維持管理してた、または、自治会から要望があって、外灯を整備していったということもあると思うんですが、その辺の比率だとか、また要望に対してどういう対応をしているのか、それが自治会からそのような要望も挙がってきたことを整理していったら、このようなプラス補正をしたということのか、ちょっと経緯も含めて、説明していただきたいんですが。

○議長(細川勝弥君) 酒井建設課長。

○建設課長(酒井 隆君) 109 ページの防犯灯の経費について、まず増目補正につきまして、内容をご覧になつてるように需用費の光熱費 317 万 4,000 円を増額させてもらっています。これは、電気料金のアップに伴う増額ということでご理解ください。それと防犯灯の設置について、地域で少ない、または、多い、そういうようなご意見があるかと思いますが、今現在、町のほうでは、町の管理している防犯灯は約 2,200 棟ございます。それで、地区によっては自治会より防犯灯を減らしてほしい、または、追加してほしい、こういう形で自治会要望等を毎年 5 月、6 月に各自治会さんに問い合わせさせていただいてます。その中で、町の予算の許す範囲で現地の状況を確認するんですけども、防犯灯の増設等の対応をさせていただいてる状況でございます。

○議長(細川勝弥君) よろしいですか、はい。  
次行きます。111、112 ページ。

[「なし」と言う人あり]

○議長(細川勝弥君) 113、114 ページ。  
[「なし」と言う人あり]

○議長(細川勝弥君) 115、116 ページ。  
[「なし」と言う人あり]

○議長(細川勝弥君) 117、118 ページ。  
[「なし」と言う人あり]

○議長(細川勝弥君) 119、120 ページ。  
[「なし」と言う人あり]

○議長(細川勝弥君) 121、122 ページ。  
[「なし」と言う人あり]

○議長(細川勝弥君) 123、124 ページ。

- [「なし」と言う人あり]
- 議長(細川勝弥君) 125、126 ページ。  
[「なし」と言う人あり]
- 議長(細川勝弥君) 127、128 ページ。  
[「なし」と言う人あり]
- 議長(細川勝弥君) 129、130 ページ。  
[「なし」と言う人あり]
- 議長(細川勝弥君) 131、132 ページ。  
[「なし」と言う人あり]
- 議長(細川勝弥君) 133、134 ページ。  
[「なし」と言う人あり]
- 議長(細川勝弥君) 135、136 ページ。  
[「なし」と言う人あり]
- 議長(細川勝弥君) 137、138 ページ。  
[「なし」と言う人あり]
- 議長(細川勝弥君) 139、140 ページ。  
[「なし」と言う人あり]
- 議長(細川勝弥君) 141、142 ページ。  
[「なし」と言う人あり]
- 議長(細川勝弥君) 143、144 ページ。  
[「なし」と言う人あり]
- 議長(細川勝弥君) 145 ページ。  
[「なし」と言う人あり]
- 議長(細川勝弥君) とりあえず、145 ページまで。

以上で歳出を終わります。

歳入に入ります。よろしいですか。

10 ページありませんか。

- [「なし」と言う人あり]
- 議長(細川勝弥君) 11、12 ページ。  
[「なし」と言う人あり]
- 議長(細川勝弥君) 13、14 ページ。  
[「なし」と言う人あり]
- 議長(細川勝弥君) 15、16 ページ。  
[「なし」と言う人あり]
- 議長(細川勝弥君) 17、18 ページ。

13 番、福嶋君。

○13 番(福嶋尚人君) はい。18 ページの最後の商工使用料。このふれあいプラザとピュアプラザ使用料なんですけども、これ年間あんまり使用料の収入がない中で、比較すると 48 万 2,000 円と 89 万 6,000 円というのは、かなりの減収になったと思うんですけども、ふれあいプラザっていう

のは恐らくみついしふれあいプラザだと思うし、ピュアプラザっていうのは、ピュアの2階だと思うんですけども、かなりのですね、予算の使用料の予算から取れたらかなりの減額でないかと。これについて、何か特別な理由があったら教えていただきたい。

○議長(細川勝弥君) 山口商工労働観光課長。

○商工労働観光課長(山口一三君) まず、ふれあいプラザのほうなんですけれども、例年と比較して葬儀の実施回数が例年10数回使われたものが、本年については、まだ5、6件というふうに回数が極端にちょっと減っている部分でふれあいプラザの部分は減少となっております。

また、ピュアプラザにつきましては、例年町外の事業者さんが見えて、即売会だとか、そういったことを開催してたんですけど、今年3件ほど例年使われていた事業所さんが今年はまだ見えていないということで3月までの見込みで減というふうにさせていただいています。

以上です。

○議長(細川勝弥君) よろしいですか。

では、次に行きます。19、20 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(細川勝弥君) 21、22 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(細川勝弥君) 23、24 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(細川勝弥君) 25、26 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(細川勝弥君) 27、28 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(細川勝弥君) 29、30 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(細川勝弥君) 31、32 ページ。

20 番、川合君。

○20 番(川合 清君) 32 ページの不動産売払収入についてお聞きしたいんですが、土地売払収入で141万円、建物売払で174万8,000円と。これが出ているんですけど、これはどこの土地とその土地に建てている建物というふうになるんですか。また別々なのでしょうか。物件の場所と旧名称を教えてください。

○議長(細川勝弥君) 田口契約管財課長。

○契約管財課長(田口 寛君) まず、土地の売払収入ですけども、141万円のうち72万1,000円分については、一応、当課の管理の分で、これにつきましては、静内第二中学校の旧教職員住宅を公募で売却が決定しておりますので、その分のと、面積でいきますと4万5,900平米ぐらいあった土地のうち、その住宅の部分だけ6,000平米。これを売却決定しておりますので、その部分で72万1,000円分です。それと建物が8棟ありましたので、建物で8棟分で174万8,000円。これが売却決定ということでございます。で、土地の分のうち、ちょっと、140万円のうち70万円については、建設課ですか。

○議長(細川勝弥君) 酒井建設課長。

○建設課長(酒井 隆君) 土地売却収入につきまして、建設課案件が1件ございまして、68万9,000円になります。これにつきましては、日高目名川の河川敷になりますが、道道の目名地区沿いの新冠側になるんですけれども、元河川敷、こちらを地先の農家の方に払い下げたという状況でございます。

○議長(細川勝弥君) 20番、川合君。

○20番(川合 清君) 報道かなんかで聞いているんですけど、旧二中のところで、何だかやるっていう話、新聞に出たような気がするんですけど、残ったところが利用できないような変な形の売り払いになるのかなと思って心配してみたんですけど、そういうおそれはありませんか。

○議長(細川勝弥君) 田口契約管財課長。

○契約管財課長(田口 寛君) 静内第二中学校の利活用につきましては、このたび今、一部分ですけども、賃貸という形で決定をしております、校舎でなくて、この売り払いにつきましては、旧教職員住宅の8棟分の売り払いの収入でございますので、二中のほうにつきましては、今売却が決定したというわけではなくて、賃貸が一部決まったということでございます。

○議長(細川勝弥君) よろしいですか。

20番、川合君。

○20番(川合 清君) いろんなことをいう声が耳に入ってくるもんだから。例えば、二中の体育館は危険な建物だよというふうに言って、これは私たちは使えないものだと、解体するか、大幅に補強工事が必要などだよと。ところがそれを大した補強もしないでそのまま使うとかね。そういうふうになるのか、心配になってくるんですよ。ですから、そういう危険なものを売るとか買うとかというふうには、売り主の責任っていうふうに言われるほど、大げさなのか大げさでもまだ足りないのかっていう、そういう心配やなんかが起こるような、そういう売却だとか賃貸だとかというのは、すべきでないではないかというふうに思っているんですが、建物を一部貸すとか、あるいは一部を売るとかっていうふうになると、残った部分どうすんだって、こういう心配なんか当然、町民としてはすると思っているんですけど。そういう恐れは無いような売却や賃貸なのかと。ここのはっきりした答弁だけは受けておきたいなというふうに思っております。

○議長(細川勝弥君) 坂総務企画部長。

○総務企画部長(坂 将樹君) 今回の3月補正については、前段で契約管財課長が言ったとおり、旧職員住宅の売却ということですので、まずそれを御承知いただきたいと思えます。

それで、校舎のその賃貸というか、それについては、1月から賃貸してますけれども、これからの状況で、その校舎の部分、どういふようなですね、今準備段階ですけれども、その後どういふ賃貸になるのか。それで向こうの業者側さんは、その建物を最終的には買いたいという方針を持っておりますから、それまでの間に相手側といろいろ協議をしながら進めていきたいと思っております。

ちょっと繰り返しになりますけれども、今回の補正は、職員住宅部分の売却だということでご理解をいただきたいと思えます。

○議長(細川勝弥君) はい。

次進みます。33ページ、34ページ。

18番、下川君。

○18番(下川孝志君) あの32の物品売却収入のどこなんですけど、毎年堆肥を売ってくれていて、

非常に野菜や花きの花を作ったりする人たちも喜ばれていますけれども、当然それが町民に喜ばれる事業として定着してきていると思うんですが、ここの素材収入に入っているのかその他に入っているのか、それはどちらに入っているのかをちょっと確認したいんですが。

○議長(細川勝弥君) 少々お待ちください。はい。

藤沢総務課長。

○総務課長(藤沢克彦君) すみません、お時間取らせて申し訳ございません。今回、堆肥の部分については、補正ではありませんので、現状の予算通りということでございます。

○議長(細川勝弥君) 18番、下川君。

○18番(下川孝志君) 補正だし、予算以外はここでしか聞けなかったの。ですから、どこにれていますかって聞いているの。町民に対して説明できるから、せっかく人気もあるし、あれだけの量、土日、土日売ってるわけだから、結構な金額があるはずだからね。それで、どっちに入れてますかってことなんです、私が聞いているのは。

○議長(細川勝弥君) 秋山農政課長。

○農政課長(秋山照幸君) 16款の財産収入。こちらのほうで、科目としては計上しているということでございます。

○議長(細川勝弥君) 坂総務企画部長。

○総務企画部長(坂 将樹君) すみません。当初ではですね、堆肥売払収入ってということで、当初予算では項目を見ていると。ただ、今回補正で動きがないので、補正予算書としては、その項目が出てこないということでございます。

○議長(細川勝弥君) いいですね、はい。

では次に進みます。33、34ページ。

【「なし」と言う人あり】

○議長(細川勝弥君) 35、36ページ。

【「なし」と言う人あり】

○議長(細川勝弥君) 37、38ページ。

【「なし」と言う人あり】

○議長(細川勝弥君) 39、40ページ。

4番、川端君。

○4番(川端克美君) すみません、さっきの下川議員の質問で、よくわからなかったんですけども。

40ページのですね、パーク売払代金っていうのは、このパーク売り払い代金とは。

○2 、、委員。、なんですか。

○2

○0 。秋山農政課長。1棟これをどう加算から。。。待避所のほうに。の堆肥を持ってきています。いただいたときに、水分調整。するために、プロパー効果ていただいていると。それを代金とゆうことで。有機予算計上さしていただけるます。。

○1 。次、4142ページ。40予算44分維持。まで。よろしいですか。次に、。6ページ。にならページの。第二表継続費補正から。内容も票。し法人地方債補正を一括質疑願います。あるいは在庫。会議質疑なしと認めます。以上で議案第2号の質疑を終わります。次に、議案第3の。平成20野球年度新ひだか町国民健康保険特別会計補正予算。第四のの質疑を行います。質疑あり



ませんか。点質疑なしと認めます。

○1

○1 以上で議案第3号の質疑を終わります。次に議案第四後。平成22級年度新ひだか町後期高齢者医療。特別会計補正予算。第2号の質疑を行います。最には歳出について一括質疑願います。以上で議案第四号の質疑を終わります。次に議案第5号。平成22級年度の新ひだか町簡易水道事業の特別改定。補正予算。第3号の質疑を行います。歳入歳出第二表。地方債再生補正について。一括質疑願います。あるいは線か。以上で、議案第5号の質疑を終わります。次に議案第6号。平成22級年度新ひだか町の下水道事業特別会計予算生保さん。第3号の質疑を行います。歳入歳出第二表は地方債補正について。一括質疑願います。ありませんか、以上で。議案第6号の質疑を終わります。次に議案第7号。平成22級年度新ひだか町介護サービス事業。補正特別会計補正予算。第5号の質疑を行います。歳入歳出について一括質疑願います。以上で、避難第七号の質疑を終わります。次に、議案第8後。平成22級年度は新ひだか町水道事業会計。補正予算第3号の質疑を行います。旧により資質。資本的収入支出。第2条及び第5条から第80について一括質疑願います。十八番規模川合君。

○2 。ここで。

○0 31戸増えているわけですが、総体的にはこう人口は減っていく傾向だとか協働の輪。大変はれてますけど、これは2校だけの家が。30戸増えたというふうに戻り議長か。

○2 この。プラン歳入の内訳は。

○0 熊本上下水道課長。いるとこれにつけさの住宅の戸数と分けておったわけではなくてですね。契約は。梅に駆けつけてに。1万数千件、つまり制定後くらいございます。現在使っているものが普及するという研究こととございますので。学校周辺の尊重に立っていることです。

○0

○1 ございませんか。以上で、第8発注号の質疑を終わります。次に第1期案第1級を平成20要求年度。新ひだか町病院事業会計補正予算。第四号の質疑を行います。収益的収入支出。資本的収入支出。第2条及び第5条から第80号までについて一括質疑に質疑願います。はい。以上で議案第1級号の質疑を終わります。議案第2号から議案第1級までのハチ県に対して討論の通告がありませんので討論を終結いたします。これから。議案第2号平成22級年度。新ひだか町一般会計補正予算。第七のを採決いたします。わかりいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。院長。よって議案第2号は原案のとおり可決されました。次に議案第3号。平成22級年度新ひだか町国民健康保険特別会計補正予算。第四号を採決いたします。わかりいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。異議なしと認めます。よって議案第3号は原案のとおり可決されました。次に議案第四後。平成20要求年度の新ひだか町。後期高齢者医療。特別会計補正予算第2号を採決いたします。わかりいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。任意なしと認めます。よって議案第業務をは、原案のとおり可決されました。次に議案第5号。平成20要求年度新ひだか町簡易水道事業。特別会計予算第3号を採決いたします。わかりいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。五十嵐敏明及ばます。よって議案第5号は原案のとおり可決されました。次に議案第6号。平成22級年度を新ひだか町水道事業特別会計補正予算。第3号を採決いたします。わかりいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。言い出

しと認めます。よって議案第6号は原案のとおり可決されました。次に、議案第2なの。平成20要求年度。新ひだか町介護サービス事業。特別会計予算。第2項のを採決いたします。わかりいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。異議なしと認めます。よって議案第2なの終わってがあのとおりに可決されました。次に原案第8後、平成20野球年度。新ひだか町水道事業会計補正予算第3の。採決いたします。わかりいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。輸入なしと認めます。予定議案第8号は原案のとおり可決されました。次に、議案第1級の。平成22級年度。新ひだか町病院事業会計。補正予算。第2本の採決いたします。わかりいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。見出し富と思います。よって議案第1級号は原案のとおり可決されました。暫時休憩いたします。その後、お持ちか伺い。

○1

○1 平成30年と。病院事業会計予算に誤りがありましたので。皆さんの皆さんの机には配付をしております。行った町立静内病院事務長。

○0 今申し上げございませんねと休憩に入りましてはタクシーのほうからの。ごおわびとお願いを申し上げます。配布されております議案の中で、議案第1年なら5、平成30年度の予算書の。は公団、一番下に、病院事業会計の。予算書を予算が添付されておりますけれども。この中におきまして。業務予定量の通知。以下以外に係るですね。患者数の表記に誤りがございました申し上げます。それで、訂正を加えました。差しかえ分を用意させていただきました。大変お手数をおかけいたしますが、せ各責任配付をさせていただいておりますので。平成30年度病院事業会計予算の。1枚目に相当する部分でございます。差しかえをお願いいただければ大変助かりますよしかいたします。

○0 失礼しました、まだ休憩中です。

○1 、休憩をですぬ1を再開につきましては、構造ででなくいたします。

○2 それを個々に。

○2

○1 休憩前に引き続き会議を開きます。日程第9。議案第10号。平成30年度新ひだか町一般会計補正予算から。議案第10ならの。平成30年度の真摯な課長。病院事業会計予算までの。価値件を一括議題といたします。平成30年度。予算編成方針について。

○1

○0 市の失礼しました元。

○1 。平成30年度に、予算編成方針について説明を求めます。町長。

○2 。本日ここに平成30年度新ひだか町各会計予算のご審議をしていただくに当たりまして。その編成方針をご説明申し上げご理解とご協力を賜りたいと存じます。タクシーは、平成18万円3月の。新規町誕生以来、初代町長として。これまでの3期12年間。町政執行の重責を担ってまいりました。振り返ってみますと、公正思いやり郷土愛、そして融和と一体を。町政の基本的な姿勢として。取り組みながら。3期目では、このまちの魅力や。潜在能力を引き出す。さらに輝きのある。ふるさと新ひだかを目指す。微力ではありますが、この指針の努力をしてまいりました。この間調整全般にわたり。地方を見た町民の皆さんを初め。会議委員の皆さんにおかれましてもご支援ご協力を賜りましたことに心より感謝申し上げます。国の経済を見ますと。緩やかな

回復基調が続いていると言われておりますが、潜在的な成長率は、依然として低い状況となっております。県の施策であります。新、3本のやを。中心とした成長戦略を通じて。府民九州道の経済成長ができる環境になることを期待せざるを得ないと状況となっております。国の平成30年度予算につきましては。経済。財政の再生計画の集中改革期間の最終予算として。経済再生と。財政健全化を両立する予算としております。人づくり。各目。生産性革命、及び、財政健全化を重要課題とした予算となっております。前年度と比較し。てでっ例点3%増の旧17兆。7,128億円のフレームとなっております。一方。地方財政については、国の成長戦略による。経済効果は、一部の主要都市圏を除き、時間ができておられます。税金の大都市。対年集中や。社会保障費。インフラの更新費用の倒壊などにより。地域間格差が生じているものと考えております。このことを受けて、地方公共団体の予算編成の心身とも有べき。地方財政計画においては。地方が、子ども子育て支援や地方創生。公共施設等の適正管理計画などに取り組みつつ。地方が安定的な財政運営を行うために必要となる。一般財源総額について。前年度を下回らないよう。実質的に。同水準を確保することを基本としております。このような状況のもと、本町の財政状況を誘引ますと。財政構造の。弾力性を示す指標である。経常収支比率は、依然として高い比率となっております、財政の硬直化が顕著で。これは。行政サービスの各種多様化による経費のと。経費の拡大や。見直し不足。あなたのサービスの。検証不足が。最大の要因であるものと認識しており。これに加え、少子高齢化や。人口流出に伴う。人口減などの。社会的環境の。影響が重なり。厳しい財政運営が知られております。よって、身の丈に合った最終規模、歳出規模に転換していくことか。本庁が将来にわたって活力ある地域として発展です。この町で暮らす人々が。暮らしに幸福と事実を感じ。生涯を通じてこの町に進みたいと思えるまちづくりの実現となるものであり。現実性のある。財政運営を最優先課題としてとらえる必要があるものと思っております。ご承知のとおり、本年4月わたくしを初め。委員皆さんにおかれましても、任期満了に伴います。一般選挙が執行されますので。この定例会に提案しました、平成30年度各会計予算案は、人件費扶助費、公債費の。義務的経費のほか。行政の継続的に運営に必要な経費を主体とした骨格予算編成としておりますが。前年度以前から実施しております。事業や緊急性を必要とする事業。当初予算に計上しなければの住民の生活に影響がある経費などの。政策的経費につきましてもその必要性優先性を10分に検討し、計上することのいたしました。前段でも申し上げましたが、真に必要な。施策の。選択と。重点化による効果的な財源の活用。民間活力の導入、審議を評価による施策の改善や見直し、廃止を適切に行いながら、徹底した歳出抑制を図るとともに。あわせている。地域社からの適正な負担を求めていくことを念頭に置きながら。持続的で良質な行政サービスを提供するためには。本町が抱える課題も多い中で、これらにも積極的に取り組みながらも。新財政計画に掲げる。数値目標。予算規模146億9,600万円。を達成することが必須である通して。平成30年度予算を編成したものであります。以上の基本方針に基づいて予算編成した結果。一般会計240億0,000万9,860は8万6,000円。対前年度比12.2%減。特別会計と。88億7,642万1,000円。対前年度比90.6%減。合計290。229億。7,515万7,000円。対前年度比。11.2%減と。となりました。予算案の細部につきましては、命に。関係。課長等から説明をさせますので。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。予算編成方針の説明といたします。

○1 わかりいたします。ただいま議題となりました。意見案第10号から。議案第17万をまず、ハチ件については。会議規則。第31級以上、第2項の規定によって提案理由の説明を省略したい

と思います。ご異議ありませんか。委員なしと認めます。よって議案第 10 号から議案第 17 万羽では。提案理由の説明を省略することに決定いたしました。わかりいたします。議案第 10 号から議案第 17 万をまでの恥件については。全員で構成する。予算審査特別委員会を設置して。これに付託し審査することと。ことにいたしたいと思います。ご異議ありませんか。結いなしと認めます。よって議案第 10 号から議案第 27 万までの。発注件については。全員で構成する。予算審査特別委員会を設置し、伝え。これに付託し。審査することに決定いたしました。お諮りいたします。

ただいま設置いたしました特別委員会の委員長には、2 番、志田君。副委員長には、12 番、池田君が就任することにいたしたいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(細川勝弥君) 異議なしと認めます。

予算審査特別委員会の委員長には、2 番、池田君。失礼いたしました。

委員長は、2 番、志田君。副委員長は、12 番、池田君に決定いたしました。

---

#### ◎延会の議決

○議長(細川勝弥君) お諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】。

○議長(細川勝弥君) 異議なしと認めます。

本日はこれにて延会することに決定いたしました。

---

#### ◎延会の宣告

○議長(細川勝弥君) 本日はこれで延会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3 時 4 2 分)